

AICHI GUARANTEE REPORT

2023

愛知県信用保証協会レポート2023

あなたの事業を全力でサポート



ごあいさつ

平素は、愛知県信用保証協会に、格別のご支援、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本協会は、公的機関として中小企業・小規模事業者が金融機関から事業資金の融資を受ける際、その保証人となり借入れをスムーズにする金融支援や創業支援・再生支援・事業承継支援等の経営支援に取り組んでいます。

令和2年以降、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業・小規模事業者の資金需要に加え、ゼロゼロ融資等の借換え需要や、新たな資金需要につきましても、金融機関と連携しながら、迅速かつ柔軟な対応に努めてまいりました。

現在、中小企業・小規模事業者のみなさまは、長期に及ぶ新型コロナウイルス感染症の影響のみならず、ウクライナ情勢や原油・原材料高騰等の影響への対応をはじめ、事業の継続、さらにはDXや脱炭素、人材の確保など経営の効率化や生産性の向上への対応を進められています。本協会は、中小企業・小規模事業者のみなさまとこうした課題に挑戦し、ともに乗り越え事業者のみなさまの将来の発展につなぐため、全てのライフステージにワンストップで対応する伴走支援態勢により、全力で金融支援及び経営支援に努めています。

このたび、本協会の経営計画ならびに業務内容及び運営状況をご紹介するディスクロージャー誌「愛知県信用保証協会レポート2023」を発行いたしました。本誌を通じて、多くのみなさまに本協会についてご理解を深めていただければ幸いと存じます。

今後とも、中小企業・小規模事業者に寄り添い、地域経済の発展に尽力してまいりますので、引き続きみなさまのご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



理事長 石原 君雄

CONTENTS

▶ 協会のあゆみ	2
▶ 経営計画	4
▶ コロナ融資の借換え需要や新たな資金需要への対応	6
▶ ライフステージに応じた支援	8
▶ 身近で、頼りにされる公的機関を目指して	16
▶ SDGs・地方創生への取組	18
▶ 広報活動	22
▶ 信用補完制度のしくみ	24
▶ 信用保証の概要	26
▶ 信用保証の利用度	30
▶ 信用保証の実績	31
▶ 令和4年度決算	36
▶ 個人情報保護宣言	40
▶ コンプライアンス態勢	42
▶ 役員・機構図	44
▶ 窓口	45

地域とともに歩む公的機関として

愛知県信用保証協会は、愛知県内における中小企業・小規模事業者の金融の円滑化に取り組むため、昭和23年9月に発足しました。

戦後の復興期から現在に至るまで、中小企業金融に大きな影響を及ぼす幾多の出来事がありましたが、その時々を経済施策に呼応した取組により中小企業・小規模事業者の事業の成長を支えるべく努めてまいりました。

近年は、新型コロナウイルス感染症などの影響を受けた中小企業・小規模事業者のセーフティネット機能を果たすべく尽力しています。

また、様々な保証制度を活用した金融支援の他、創業支援・経営支援・再生支援等にも取り組んでいます。経営者の高齢化や後継者不足などにより、やむを得ず休業を選択する場合もあり、円滑な事業承継のための支援にも力を入れています。

今後も、中小企業・小規模事業者のニーズにきめ細かく対応し、地域経済の活性化や地方創生に貢献できるよう、中小企業施策の一翼を担う公的機関としての使命を果たすべく邁進してまいります。



信用保証協会事業の基本理念

信用保証協会は、

事業の維持・創造・発展に努める中小企業者に対して、公的機関として、その将来性と経営手腕を適正に評価することにより、企業の信用を創造し、「信用保証」を通じて、金融の円滑化に努めるとともに、相談、診断、情報提供といった多様なニーズに的確に対応することにより、中小企業の経営基盤の強化に寄与し、もって中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献します。



沿革

- 昭和23年 9月 〇 社団法人愛知県商工信用保証協会設立許可
- 昭和25年 3月 〇 社団法人から財団法人へ
- 昭和29年 6月 〇 財団法人から認可法人へ 名称 愛知県信用保証協会
- 昭和33年 5月 〇 三河分室(現 西三河支店)設置
- 昭和38年 4月 〇 東三河出張所(後に東三河支所、現 東三河支店)設置
- 昭和57年 6月 〇 金山支所設置
- 平成11年11月 〇 本所事務所移転、金山支所統合 所在地 名古屋市中村区椿町7番9号
- 平成15年10月 〇 東三河支所移転 所在地 豊橋市大橋通2丁目125番地
- 平成17年 4月 〇 「本所」、「支所」を「本店」、「支店」に呼称変更
- 令和 2年 2月 〇 西三河支店移転 所在地 岡崎市上明大寺町2丁目13番地
- 令和 4年 4月 〇 本店内に名古屋支店、尾張支店設置



キャラクター紹介

- 名 前 えじねこ
- 生息地 椿町界限
- 特 技 商売繁盛などの幸福を招くこと
- チャームポイント AGマークをかたどった肉球 (AG=Aichi Guarantee)

第6次中期事業計画 令和3年度～令和5年度

本協会は、持続可能な社会を実現するための開発目標(SDGs)を念頭に、地域経済の主たる原動力である中小企業・小規模事業者(以下「事業者」といいます。)*が新型コロナウイルス感染症(以下「コロナ」といいます。)*の影響を乗り越え、ライフステージにおける様々な課題に対応していくため、金融機関及び地方公共団体や中小企業支援機関等との適切な連携、役割分担により、きめ細かな金融支援や経営支援による生産性の向上、円滑な事業承継等の様々な企業支援に取り組み、地域経済の発展に貢献していくことで、地域から必要とされ続ける信用保証協会を目指します。

このため、令和3年度から令和5年度までの3か年間における業務運営上の基本方針について、以下に掲げる事項を主要項目として取り組みます。

- 1 事業者の経営改善・生産性向上に向けた金融支援と経営支援の一体的実施
- 2 事業者の経営改善・事業再生に向けた経営支援の推進
- 3 創業支援の充実、円滑な事業承継への取組強化
- 4 顧客の状況に応じた管理、回収の取組
- 5 地方創生等への貢献を果たすための取組の推進
- 6 コンプライアンスの徹底
- 7 業務改善の推進

令和5年度経営計画

業務環境

1.愛知県の景気動向

本県の景気は、コロナや資源価格高騰等の影響が依然として予断を許さない状況にあります。個人消費の持ち直しや設備投資の増加により、緩やかに持ち直しています。

先行きについては、ウィズコロナの下で、各種政策の効果もあって、景気が緩やかに回復していくことが期待されますが、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが景気を下押しするリスクとなっています。また、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があります。

2.中小企業を取り巻く環境

コロナの影響は長期に及び、事業者の回復度合いは様々な状況にあります。加えて資源価格高騰等による物価上昇の影響をはじめ、DXやカーボンニュートラルへの対応、人材の確保など事業者は様々な課題を抱えており、これらをきめ細かに把握し、金融支援と経営支援を一体的に取り組んでいく必要があります。

また、経営者の高齢化や後継者不足等により事業承継が進まない事業者に対して、きめ細かな対応をしていく必要があります。

業務運営方針

本協会は、信用保証による金融支援や経営支援の取組みにより地域経済の発展に寄与するとともに、持続可能な開発目標(SDGs)達成に向けた取組みを推進し地域社会に貢献していくことで、地域から必要とされ続ける信用保証協会を目指します。

コロナ禍において新型コロナウイルス感染症対応資金(以下「ゼロゼロ融資」といいます。)*等により債務が増大した事業者の資金繰りの円滑化に努めます。

ゼロゼロ融資の据置期間終了により返済開始となる事業者数がピークを迎えるなかで、返済計画の見直しを余儀なくされる事業者や事業再構築により新たな挑戦や変革を行う事業者に寄り添った金融支援と経営支援を適時適切に行うことに注力します。

また、金融機関や中小企業支援機関等との一層の連携によりハブ機能を強化し協働することで、創業、事業承継の取組みを積極的に後押しします。

これらの実行のため、全てのライフステージにワンストップで対応する伴走支援態勢により、次の通り分類した項目に取り組み、事業者が抱える課題をともに乗り越え、将来の発展につなぐよう努めていきます。

1.事業者のニーズに応じた適正保証の推進

金融支援面から様々な課題にきめ細かく対応するため、個々の事業者のニーズに適した保証制度の利用を推進します。また、関係者の声を保証制度の創設等に活かすとともに、政策保証としての地方公共団体融資制度保証の利便性向上に努めます。

経営者保証を付さない保証の取扱いについては、経営者保証ガイドライン及び経営者保証改革プログラムの趣旨に則り、創業期における保証制度の取組みをはじめ、金融機関と連携して適切に対応します。

2.金融支援と経営支援の一体的な取組みの充実

コロナや資源価格高騰等の影響によって、売上の減少、借入の増加、業態の変更等の課題に向き合うこととなる事業者に対して、金融機関と連携して現況把握に努め、金融機関からのモニタリング情報等により緊急度が高いと判断される先を中心に、必要な金融支援を行うとともに、適切な経営支援の取組みを推進していきます。

3.金融機関との連携深化

金融と経営の両面から事業者のニーズに応じた適時適切な支援を行うため、事業者に対する支援方針、協会との適切なリスク分担、経営支援の取組みなどについて、金融機関との建設的な対話を一層進展させ、連携深化を図ります。

また、対話の結果に基づき、新たな保証制度の創設や既存保証制度の見直しについて検討します。

4.小規模事業者に対する支援の充実

小規模事業者の資金繰りを安定させ、事業の成長を促すため、地域に根差す商工会議所・商工会等の中小企業支援機関と連携し、保証制度等の周知を図るとともに、緊密に情報交換を行い、協働して支援の充実に努めます。

5.金融機関と連携した適切な期中管理、正常化支援の強化

返済緩和先に対しては、金融機関と連携して現況把握を行い、事業者の実情に応じた必要な支援を検討し適切に対応します。特に、初期対応を重視し、初回返済緩和先に対しては、迅速に経営支援の提案を実施し、きめ細かな対応をします。

経営改善の可能性が高い返済緩和先については、改善計画等の実効性を見極めながら、借換保証による正常化支援に取り組みます。また、事業承継時等においては、経営者保証ガイドラインの特則の趣旨を踏まえ、適切に対応します。

6.再生支援の強化

再生局面において金融機関間での調整を要する先については、経営サポート会議の開催等を通じて、各金融機関と支援方針の共有を図るとともに、経営改善の取組みを後押しします。

また、事業継続性を判断し、中小企業活性化協議会等と協力することで、事業再生に向けた取組みを支援します。

中小企業の事業再生等に関するガイドラインについては、その趣旨に則り、金融機関と連携して、適切に対応します。

7.積極的な経営支援の取組みと実効性向上

コロナや資源価格高騰等の影響等により経営課題を抱える一方で、経営改善に意欲がある事業者に対し、専門家派遣による企業診断及び経営改善計画の策定支援、ローカルベンチマーク策定による事業の「見える化」の支援※、資金繰り表作成支援等の積極的な経営支援に取り組みます。

特に、ゼロゼロ融資利用先のうち、決算情報等から支援の必要性が高いと判断される事業者や金融機関からの業況報告書によるモニタリング情報等を活用した経営支援コーディネーターによる状況把握を行った事業者に対し、適時適切な経営支援に取り組みます。

また、DXの推進、生産性の向上、事業承継等様々な経営課題に取り組む事業者に対し、きめ細かな支援をします。

さらに、県内各地域の実情に則した支援を行うため、あいち企業力強化連携会議の開催を始め、金融機関、商工会議所等との連携を強化し、地域のネットワークの充実を図ります。

経営支援の実効性を高めるため、経営支援に関する様々なデータを蓄積し、検証を進めます。

※「ローカルベンチマーク策定支援チームアイビー」が実施

8.円滑な事業承継の促進

中小企業支援機関と連携した事業承継フェア等を開催します。また、事業者アンケートを行い実情に応じた専門家派遣の実施、マッチングサイトの紹介、事業承継支援を担う中小企業支援機関への引継ぎ、アトツギに対する情報発信を行うことで、事業者の取組みをサポートしていきます。

特に、経営者保証が事業承継の妨げとなっている先に、事業承継特別保証を提案するなどして、円滑な事業承継を後押しします。

取組みを進めるにあたっては、ワンストップ相談窓口となる「事業承継サポートデスク」がハブ機能を発揮し、事業承継支援に関わる関係機関がそれぞれの特長を活かした効果的な連携を図る「事業承継トータルサポートあいちモデル」を活用していきます。

9.創業者・小規模事業者等に対する経営支援の充実

創業希望者に対する創業支援セミナー等を開催するとともに、創業期の各ステージ(創業前・創業時・創業後)の支援を充実させるため、中小企業支援機関等が実施するセミナー等へも積極的に協力します。特に、保証を利用した創業者の経営安定に向け、フォローアップ等の伴走支援を行います。

また、小規模事業者の支援の充実を図るため、金融機関や中小企業支援機関等と協働しながら、適時適切な経営支援に取り組みます。特にDX等の課題解決に対する取組みを支援します。

さらに、女性経営者に対しては、同性ならではの視点を活用したきめ細かな支援※に取り組みます。

※女性職員で構成する「女性経営者支援チームアイリス」が実施

10.スタートアップ支援の強化

愛知県が推進する「あいちスタートアップ・エコシステム」※形成に呼应し、スタートアップ支援機関との連携強化を図り、起業者育成支援への協力を深化させるなど、スタートアップ支援の強化に努めます。

※スタートアップを起爆剤として、この地域にイノベーションを創出させる土壌を生成させる仕組み

保証承諾等の見通し

令和5年度の保証承諾等の主要業務数値(見通し)は次のとおりです。

項目	金額	前年度計画比
保証承諾	4,700億円	117.5%
保証債務残高	2兆700億円	97.9%
代位弁済	200億円	111.1%
回収	33億円	106.5%

本協会では、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業・小規模事業者の相談に応じるため、令和2年1月29日に本協会本・支店に「経営相談窓口」を設置しました。

また、資金繰り支援として、経営安定関連保証（セーフティネット保証）、危機関連保証に加え、愛知県と連携した「愛知県融資制度経済環境適応資金 新型コロナウイルス感染症対策緊急つなぎ資金」、信用保証料・利子減免に係る保証制度「新型コロナウイルス感染症対応資金」などを実施し、中小企業・小規模事業者の資金ニーズに迅速かつきめ細かに対応し、中小企業金融のセーフティネット機能の発揮に努めてきました。

令和3年4月1日からは、信用保証料の一部を国が補助する保証制度「伴走支援型特別保証」、「事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）」の取扱いを開始しました。令和4年度には「伴走支援型特別保証」について、限度額引上げ、対象者の拡大および借換えに係る特例措置の導入を行いました。

令和5年度においても、新型コロナウイルス感染症などによる様々な影響を受けている中小企業・小規模事業者に対し、金融支援と経営支援の一体的な支援に全力で取り組んでいくほか、借換え需要や新たな資金需要にも対応していきます。

コロナ融資（ゼロゼロ融資等）の借換え需要や新たな資金需要に対応する保証制度

（令和5年3月10日現在）

伴走支援型特別保証（コロナ借換え保証）

国が当初保証料を補助
当初保証料の実費負担は年0.20%～1.15%

最長10年の借入、5年間の据置が可能

借換えによる返済負担軽減ができるとともに、新たな資金需要にも対応

金融機関からの継続的なフォローアップ

条件（1）**SN4号** 認定取得
条件（2）**SN5号** 認定取得
条件（3）**SN6号** 認定取得

条件（1）～（3）のいずれかに該当
①売上高が5%以上減少していること
②売上高経利益率が5%以上減少していること
③売上高営業利益率が5%以上減少していること
※詳細は裏面をご覧ください

愛知県信用保証協会

愛知県信用保証協会本部
〒460-0001 愛知県名古屋市中区栄1-1-1
TEL 052-222-4444 FAX 052-222-4445
愛知県信用保証協会支店
〒460-0001 愛知県名古屋市中区栄1-1-1
TEL 052-222-4444 FAX 052-222-4445

伴走支援型特別保証の概要

★愛知県融資制度を兼ねる場合の取扱い

次のすべての条件を満たす中小企業者
1. 次のいずれかに該当していること
条件（1）セーフティネット保証4号認定取得
条件（2）セーフティネット保証5号認定取得
条件（3）国の認定を受けた事業者であること
2. 前年度の売上高経利益率が前年度の売上高経利益率に比べて5%以上減少
3. 前年度の売上高経利益率が前年度の売上高経利益率に比べて5%以上減少
4. 前年度の売上高経利益率が前年度の売上高経利益率に比べて5%以上減少
5. 前年度の売上高経利益率が前年度の売上高経利益率に比べて5%以上減少
6. 前年度の売上高経利益率が前年度の売上高経利益率に比べて5%以上減少
7. 前年度の売上高経利益率が前年度の売上高経利益率に比べて5%以上減少
8. 前年度の売上高経利益率が前年度の売上高経利益率に比べて5%以上減少
9. 前年度の売上高経利益率が前年度の売上高経利益率に比べて5%以上減少
10. 前年度の売上高経利益率が前年度の売上高経利益率に比べて5%以上減少

対象者

融資期間

返済利率

資金使途

返済形式

返済方法

保証料率

本制度の経営者保証免除対応について

次のとおり及びをを満たす場合に、信用保証料を0.20%以上減額することにより経営者保証を免除することができます。

（注）申込みは金融機関（愛知県融資制度を兼ねる場合は、愛知県融資制度保証取扱金融機関）からとなります。金融機関および本協会の審査によりご希望に沿えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

取扱期間：令和5年3月31日申込受付分まで

1. 資金繰り支援の変遷

日付	概要
令和2年2月18日	「愛知県融資制度経済環境適応資金サポート資金 経営あんしん」の要件緩和（環経コ）※1
令和2年3月2日	セーフティネット保証4号の発動（全ての都道府県を対象地域に指定）
令和2年3月6日	セーフティネット保証5号の対象業種追加（その後も随時追加）
令和2年3月9日	「愛知県融資制度経済環境適応資金 新型コロナウイルス感染症対策緊急つなぎ資金（環コロナ対策）」取扱い開始 ※2
令和2年3月13日	危機関連保証の発動
令和2年5月1日	●「愛知県融資制度経済環境適応資金 新型コロナウイルス感染症対応資金（環コロナ補助）」取扱い開始 ※1 ●セーフティネット保証5号の対象業種の全業種指定
令和2年5月15日	保証対象業種の拡大
令和2年5月18日	「愛知県融資制度経済環境適応資金 新型コロナウイルス感染症対策緊急小口つなぎ資金（環コロナつなぎ）」取扱い開始 ※3
令和2年6月23日	「愛知県融資制度経済環境適応資金 新型コロナウイルス感染症対応資金（環コロナ補助）」の限度額引上げ（3千万円→4千万円）※1
令和3年2月2日	「愛知県融資制度経済環境適応資金 新型コロナウイルス感染症対応資金（環コロナ補助）」の限度額引上げ（4千万円→6千万円）※1
令和3年4月1日	「伴走支援型特別保証」、「事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）」取扱い開始
令和4年2月1日	「伴走支援型特別保証」取扱い期間延長、限度額引上げ（4千万円→6千万円）および対象者の拡大 「事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）」取扱い期間延長
令和4年10月1日	「伴走支援型特別保証」の限度額引上げ（6千万円→1億円）
令和4年10月3日	「愛知県融資制度経済環境適応資金サポート資金 新型コロナ借換（環コロナ借換）」取扱い開始 ※4
令和5年1月10日	「伴走支援型特別保証」取扱い期間延長 ※4、対象者の拡大および借換えにかかる特例措置の導入
令和5年1月31日	「事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）」取扱い期間延長 ※4

※1 令和3年3月31日取扱い終了 ※2 令和2年8月31日取扱い終了 ※3 令和2年12月31日取扱い終了 ※4 令和6年3月31日取扱い終了予定

2. コロナ関連保証の承諾実績（令和5年3月末時点）

コロナ関連保証								
			伴走支援型特別保証※			環コロナ補助		
保証承諾件数	保証承諾金額	保証債務残高	保証承諾件数	保証承諾金額	保証債務残高	保証承諾件数	保証承諾金額	保証債務残高
122,975	2,290,559	1,534,984	14,163	310,736	257,839	87,147	1,467,977	1,052,455

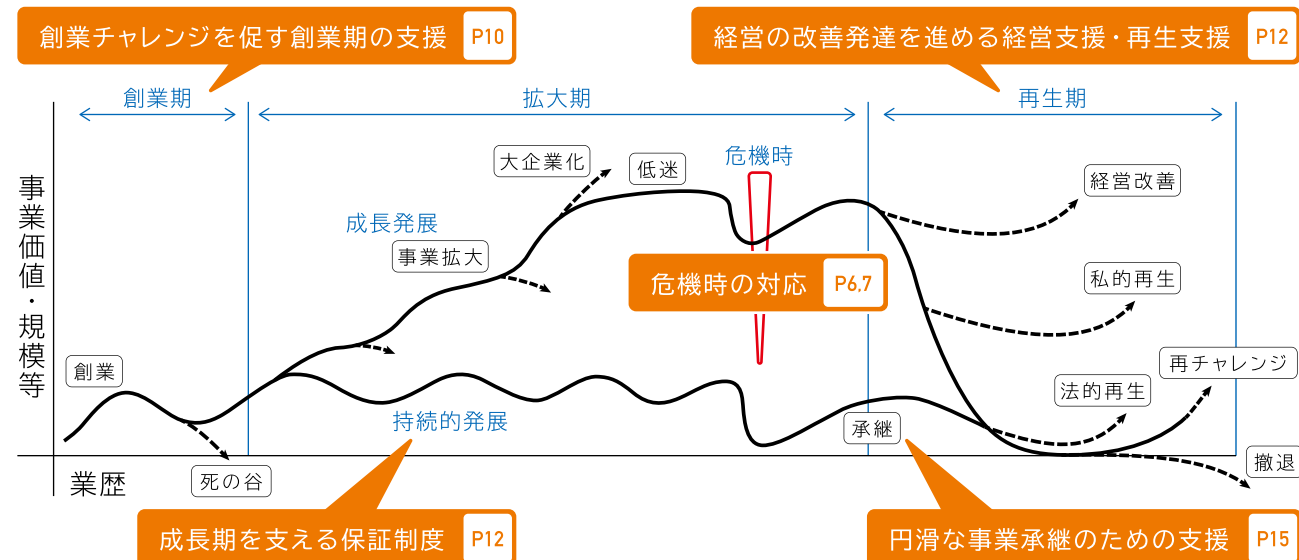
※県制度を兼ねる保証を含みます。

3. 支援体制の強化

相談窓口の強化	令和2年1月29日 経営相談窓口設置
内部態勢の強化	他部門から業務部門への応援や休日出勤による迅速な対応
広報の強化 （事業者目線での情報発信）	●保証制度概要をまとめたリーフレットの作成 ●ホームページでの最新情報の発信 ●県内自治体による補助一覧の作成

ライフステージに応じた支援

信用補完制度は、中小企業・小規模事業者の資金繰りを支える重要な制度です。中小企業・小規模事業者がライフステージごとの局面で必要とする多様な資金需要に一層きめ細かく対応できるよう、金融機関や支援機関等と連携を図りながら、様々な支援を行っています。



金融機関との連携強化

中小企業・小規模事業者の経営の改善発達を一層進めるため、金融機関と連携して中小企業・小規模事業者への経営支援の強化に努めています。

金融機関との積極的な情報交換

信用保証業務を円滑に運営するためには、金融機関との連携が不可欠です。金融機関とより一層連携を図り、中小企業支援につなげていくため、日頃から積極的な情報交換を行っています。

また、金融機関本店を対象とした意見交換会も地域や保証債務残高の規模に分かれて8回開催し、中小企業庁から公表された資料に基づく連携強化策のほか、経営者保証ガイドラインに則った支援対応、経営支援分野における連携等について意見交換を行いました。

その他、若手行職員に限定した説明会や、特色のある保証制度についての説明会など各金融機関のニーズに応じた「オーダーメイド型」の説明会も開催しています。

Shake Hands～広げよう握手の輪～

中小企業・小規模事業者の「お役に立ちたい!」「成長を後押ししたい!」といった想いを金融機関と本協会の職員で共有し、事業者支援に取り組むことを目的としています。中小企業・小規模事業者の経営改善発達という観点で、優れた取組を共有し、広げていくことを目指しています。

令和4年度は金融機関と本協会の担当者同士が強く連携し、金融支援や経営支援に取り組んだ4つの案件を選出し、優良案件として表彰しました。令和5年2月13日に表彰式を開催するとともに、金融機関と本協会の各担当者による合同プレゼンテーションを行いました。



地元金融機関との協力

あいちスタートアップコンソーシアムへの参加

令和4年9月29日に資金供給および情報提供等の各分野での連携を円滑に行い、地域のスタートアップ企業を発掘、支援していくことを目的に、「業務連携・協力に関する覚書」を締結しました。

参加機関での連携を一層深化させ、事業者支援に関するノウハウや知見を共有しながら、今まで以上にスタートアップ支援に注力していきます。



参加機関

愛知銀行 | 愛知キャピタル | 中京銀行 | 名古屋商工会議所 | 日本政策金融公庫 | 名古屋市信用保証協会 | 愛知県信用保証協会

金融機関連携保証

平成30年5月 長期事業サポート保証 西尾信用金庫

地域貢献の観点や事業性評価等を活用した円滑な資金供給や経営改善・再生支援

平成30年9月 東三河3信金地域応援保証 豊橋信用金庫 | 豊川信用金庫 | 蒲郡信用金庫

経営改善に積極的な中小企業・小規模事業者の支援

令和元年7月 しんきんACTION保証

愛知信用金庫 | 中日信用金庫 | 東春信用金庫 | 半田信用金庫 | 碧海信用金庫 | 尾西信用金庫 | 豊田信用金庫

SDB(しんきん信用リスクデータベース)を活用した迅速な資金供給およびモニタリング等による事業者支援

令和3年3月 Beyond協調推進保証 名古屋銀行

コロナを乗り越えるための基盤づくりのサポートを行うプロパー融資と協調し、金融支援と経営支援を一体的に実施

令和3年12月 同時実行型(事業性評価) 協調推進保証

愛知銀行 | 十六銀行 | 百五銀行 | 豊田信用金庫 | 大垣共立銀行 | 知多信用金庫 | いちい信用金庫

金融機関による“事業性評価”を加え、必要資金を金融機関のプロパー融資と協調支援

ファンドへの出資

ファンドへの出資を通じて、地域の活性化および雇用の創出・確保に努めています。

創業期・拡大期

東三河地区に本店を置く3つの信用金庫(豊橋信用金庫、豊川信用金庫、蒲郡信用金庫)と連携し、「東三河3信金キャピタル地域応援投資事業有限責任組合(通称:三信金地域応援ファンド)」(平成30年9月組成)に出資し、地元企業の育成・成長支援に取り組んでいます。

令和4年度は、第6号として西山林業合同会社に出資しました。

第6号 西山林業合同会社

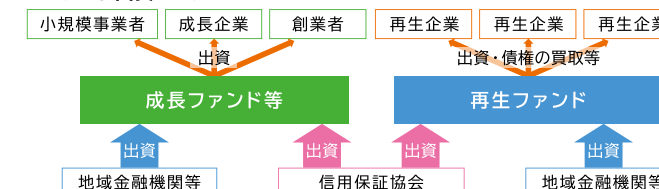
新城市を拠点とする木材伐採業者。現代表者への事業承継のタイミングで「皆伐元請事業」を新たに開始するなど、積極的に事業拡大に取り組んでいる。

再生期

官民一体型「愛知中小企業再生3号ファンド」(平成29年5月組成)に出資し、国、金融機関、支援機関等と連携して、県内の中小企業・小規模事業者の再生に取り組んでいます。

また、同ファンドの後継の位置づけとなる愛知活性化ファンド投資事業有限責任組合が令和5年3月13日付で組成され、新たに出資を行うことが決まりました。

ファンド出資のイメージ



創業チャレンジを促す様々な取組

創業者支援の拡充を図るため、次の取組を行っています。

創業者向けの保証制度

低保証料率での資金調達が可能

創業関連保証

対 象 ● これから創業をお考えのかたや創業後5年未満のかた

- 保証限度額 3,500万円
- 保証期間 10年以内
- 保証料率 一律年0.80%

令和5年3月15日に「スタートアップ創出促進保証」を創設しました。一定の要件を具備する場合、保証料率を0.20%上乗せすることで、経営者の個人保証なしで取扱うことが可能となります。

★固定金利で、さらに低保証料率で利用可能な愛知県融資制度もあります。



必要な時に必要な額を
反復利用することが可能

創業者カードローン当座貸越根保証 (Souca)

対 象 ● 創業後5年未満のかた

- 保証限度額 300万円
- 保証期間 1年以内
- 保証料率 年0.39%~1.62%

創業期にあるかたへのサポート

創業をお考えのかたや創業後間もないかたに、創業計画の立て方や、創業時の資金繰り支援等について、きめ細かくアドバイスを行っています。

相談時には、本協会作成の冊子「創業に向けて」を活用し、創業計画の立て方や、創業時の資金繰りを支援する保証制度をご案内しています。

また、地方公共団体、商工会議所等と連携し、愛知県内各地で創業支援セミナーを開催しています。

令和4年度は、本協会が主催する創業支援セミナーを18回開催し、関係機関が主催するセミナーに講師を10回派遣しました。

また、「スタートアップサポートデスク」を設置し、新技術や新しいビジネスモデルを活用し、新市場の開拓や高成長を目指す事業を創業する予定または創業後5年未満のみなさまをサポートしています。



女性創業者向けの支援

女性経営者支援チーム「アイリス」

これから創業をお考えの女性や、女性経営者に対して、女性ならではの視点を活かしたきめ細かなサポートを行うことを目的とし、女性職員のみで構成する「アイリス」を設置しています。愛知県と共催した「あいち・ウーマノミクス推進事業『ヒトハナ』」や、女性士業グループ「からふる女性応援士隊」とコラボした相談会の開催、女性が集まるイベントへのブース出展の他、「アイリス」独自のセミナーやイベントも積極的に実施しています。また、令和4年7月11日から、専門家派遣の一環として、先輩女性経営者が経営課題や悩みの解決に向けた助言を行う「メンタリング」を開始しました。

カフェで開催！ 女性創業者交流会

令和4年9月12日に女性が経営するお洒落で魅力的なカフェを会場とし、女性創業者交流会を開催しました。創業者同士の交流、オーナーの創業体験談、設備見学等を実施し、19名のかたにご参加いただきました。



女性起業家・女性起業家支援の専門家による講演を実施！ 女性起業家交流会～Valentine Network-Event～

令和5年2月15日に本協会本店で女性起業家の交流会を開催しました。女性起業家のかたの講演、トークセッションや座談会を実施し、40名のかたにご参加いただきました。



ビジネスプランコンテストへの参加

地元の起業家を発掘・育成し、新規性のある事業により地域振興につなげることを目的として、次のビジネスプランコンテストに協賛機関として参加しました。

Tongaliプロジェクト

東海地区5大学による起業家育成プロジェクト「Tongaliプロジェクト」に協賛し、同プロジェクトの活動の一つとして開催された「Tongaliビジネスプランコンテスト2022」「Tongaliアイデアピッチコンテスト2022」で愛知県信用保証協会賞を贈呈しました。



東三河ビジネスプランコンテスト

「第22回東三河ビジネスプランコンテスト」に協賛し、事務局として審査にも協力しました。



創業後のフォローアップ

本協会を利用して事業を始められたかたに対して、創業後の事業の継続と発展を促すことを目的として、フォローアップを実施しています。具体的には、専任担当者が中小企業・小規模事業者の創業後の状況をヒアリングし、経営課題についての相談にも応じています。また、必要に応じて、専門家派遣の提案や専門相談窓口の紹介等の支援も行っています。

創業者の状況を確認することにより、早期の経営支援、追加保証等の検討につなげています。

成長期を支える保証制度

金融機関と連携・協調することで、適切なリスク分担を図りながら中小企業・小規模事業者の成長を後押ししています。

無担保で最長10年の一括返済が可能

長期一括保証「ライナーⅡ」

- 対象** ● 自己資本比率等一定の財務要件を満たし、同一事業を3年以上営むかた
- 【条件】取扱金融機関がメインバンクであるまたは経営支援を実施しておりプロパー融資残高がある
- 保証限度額 2億円
 - 保証期間 10年以内
 - 保証料率 年0.35%～1.74%

税理士と連携して長期的な資金繰りを安定

税理士連携短期継続保証

- 対象** ● 直近決算において経常利益を計上しており、債務超過でないかた
- 【条件】税理士等が月次管理を行っている
- 保証限度額 2億円
 - 保証期間 1年以内(最大4回の借換が可能)
 - 保証料率 年0.35%～1.90%

プロパー融資と協調して無担保の限度額を拡大

同時実行型協調推進保証「コラボあいち」

- 対象** ● 本協会における保証料率区分が3以上のかた
- 【条件】本保証付き融資と同時に60%以上のプロパー融資の貸付実行を行う
- 保証限度額 2億円
 - 保証期間 15年以内
 - 保証料率 年0.35%～1.55%

プロパー融資と協調して無担保の限度額を拡大

ストック型協調推進保証「リレーションあいち」

- 対象** ● 本協会における保証料率区分が5以上であり債務超過でないかた
- 【条件】取扱金融機関との与信取引が1年以上あり、融資残高のうちプロパー融資残高が40%以上ある
- 保証限度額 2億円
 - 保証期間 15年以内
 - 保証料率 年0.35%～1.15%

経営の改善発達を進める様々な取組

本協会では、中小企業診断士等の資格を有する職員を各部署に配置することにより、経営改善に取り組む中小企業・小規模事業者に対する支援体制を整えています。また、補助金交付による国のバックアップも受け、実効性の高い経営支援の取組をより一層強化しています。

ローカルベンチマーク策定支援チーム「アイビー」

本協会の中小企業診断士または経営アドバイザー（全国信用保証協会連合会認定）の資格を有する職員が中心となり構成されたローカルベンチマーク策定支援チーム「アイビー」を設置しています。「ローカルベンチマーク策定」をお手伝いすることで、中小企業・小規模事業者、金融機関、支援機関および本協会が同じ目線で対話を深めるきっかけづくりを行い、金融支援と経営支援の一体的な取組を推進しています。

経営改善支援セミナーの開催

令和4年9月27日に経営改善支援セミナーを日本政策金融公庫・東海4県（愛知県・静岡県・岐阜県・三重県）の信用保証協会等との共催で開催し、245名のかたにご参加いただきました。経験豊富なコンサルタントを講師として、アフターコロナのための事業計画作成や、補助金活用についてお伝えしました。

ブランディングセミナーの開催

令和4年6月から8月まで、令和4年11月から令和5年2月までの2回に分けて、ブランディングセミナーをそれぞれ5日間の日程で開催し、30名のかたにご参加いただきました。中小企業・小規模事業者のみなさまが提供するサービスを「値段」ではなくストーリーやこだわりといった「価値」で売るために、地域の事例を基にした発信方法・メディア活用術などをお伝えしました。



カイゼン塾の開催

トヨタ生産方式による「カイゼン」をテーマとした机上論に留まらない実践型セミナー「カイゼン塾」を、実践的な指導に定評のあるPEC協会から講師を招き、講義形式の理論編と実習形式の実践編の2部構成で開催しました。

カイゼン塾【理論編】

トヨタ生産方式の思想をベースにした生産現場における生産性向上・コスト低減や品質不具合への対応策など、問題解決力の向上を図ることを目的に、令和4年7月25日に開催し、34名のかたにご参加いただきました。洋菓子製造工場における作業動画を見て、「ムダ」を発見する演習では、多くの意見が寄せられ、活発な意見交換が行われました。

カイゼン塾【実践編】

令和4年8月から令和4年11月までの5日間の日程で開催し、中小企業・小規模事業者の経営者、後継者及び現場リーダーの4名のかたにご参加いただきました。中日精工株式会社に実習の舞台を提供いただき、講師指導の下、現場の視察、工場レイアウトの変更、見える化など「ムダの発見・排除」に取り組むことで、「ムダとり」の具体的な手法を体得いただきました。最終日には、参加者から、本塾で学んだ手法を活用した自社での「ムダとり」の成果について報告がなされました。

あいち企業力強化連携会議

愛知県内の中小企業・小規模事業者の経営改善・事業再生の促進を目的とした中小企業支援ネットワーク「あいち企業力強化連携会議」の事務局を協会が務めています。参加機関が強固な連携体制を築き、各機関の専門スキルを活かし、地域が一丸となって中小企業・小規模事業者の経営改善に取り組んでいます。

参加機関（令和5年4月1日現在）

- ▶ 金融機関 40機関
(銀行、信用金庫、信用組合、)
(政府系金融機関)
- ▶ 経営支援機関 20機関
(弁護士会、
税理士会等の専門機関)
- ▶ アドバイザー 4機関
(東海財務局、中部経済産業局、)
(愛知県、名古屋市)



全体会議・経営サポート会議

令和4年度は、11月11日に56機関が参加し、第22回全体会議を開催しました。さらに、個別の中小企業・小規模事業者支援等を目的とする経営サポート会議を延べ32回開催し、金融機関による意思決定の迅速化・円滑化の促進に取り組んでいます。

愛知県事業者支援勉強会

事業者の経営改善・事業再構築・事業再生に向けて、地域の金融機関や中小企業支援機関等の関係機関が一丸となって取り組んでいくことを目的に、令和4年度6月29日に31の金融機関、19の中小企業支援機関等が参加し、愛知県事業者支援勉強会を開催しました。

事業者支援、再生支援に造詣の深い専門家を講師に招き、経営支援に関する知見やノウハウを共有するとともに出席者が日ごろ経営支援に関して悩んでいること等について、講師の経験等をもとに意見交換を行いました。

一宮中小企業サポート会議

地域の支援機関が、お互いの強みを持ち寄り、一致団結して地域の事業者をサポートするため、一宮中小企業サポート会議を開催しました。

参加機関

一宮市役所 | 一宮商工会議所 | 尾西商工会 | 木曽川商工会 | いちい信用金庫 | 尾西信用金庫 | 日本政策金融公庫 | 本協会

専門家と連携した経営支援

中小企業・小規模事業者の抱える経営に関する様々な悩みを解決するため、専門家と連携した支援を行っています。

愛知県中小企業診断士協会との業務提携

平成19年12月に公益社団法人愛知県中小企業診断士協会と業務提携し、経営改善に意欲を持ち、経営診断を希望する保証利用企業に専門家を派遣しています。

専門家派遣の実績

年 度	件 数
R 2	81
R 3	73
R 4	92

愛知県弁護士会との業務提携

平成30年1月に愛知県弁護士会と業務提携し、法的な経営課題に対して、弁護士がアドバイスを行うピンポイント法律相談を実施しています。

愛知県中小企業活性化協議会との連携

令和4年9月に愛知県中小企業活性化協議会と連携協定※を締結し、地域の中小企業・小規模事業者の収益力改善・事業再生に向けた取組を支援しています。

また、愛知県中小企業活性化協議会に本協会職員を派遣し、事業再生に意欲のある中小企業・小規模事業者をサポートしています。

※他の連携協定締結機関：中部経済産業局、名古屋市信用保証協会

日本弁理士会東海会との連携

令和2年2月に日本弁理士会東海会と業務提携し、中小企業・小規模事業者に対する企業経営および知的財産に関する知識の普及啓発に取り組んでいます。

税理士会との連携

平成29年3月に名古屋税理士会・東海税理士会と業務提携し、連携した保証制度の取扱いや、中小企業・小規模事業者の税務に関する知識の普及啓発に取り組んでいます。

また、創業をお考えのかたや、中小企業・小規模事業者が事業経営に関する税金について気軽に税理士に相談できるよう環境を整備し、令和4年度は「税務相談会」を6回開催しました。

経営支援強化期間

令和4年10月、11月を「経営支援強化期間」とし、小規模事業者に向けて、以下の各種経営支援メニューの推進を行いました。

各種経営支援メニュー

McSS経営診断報告書の提供（法人が対象） | 資金繰り表作成支援 | ローカルベンチマーク策定支援 | 専門家派遣の利用

事業承継支援

円滑な事業承継を促進するため、次の取組を行っています。

事業承継サポートデスク

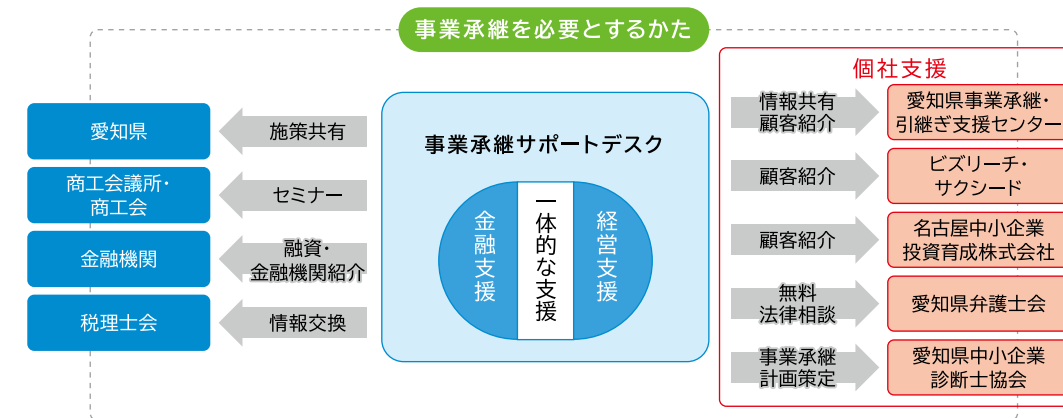
事業承継に関する様々な課題の解決をワンストップでサポートするための専用窓口「事業承継サポートデスク」を設置しています。個社ごとの多様な承継手法に対する適切な保証制度の提案や、関係機関に向けた事業承継支援に関する情報発信を行っています。

事業承継トータルサポート「あいちモデル」

事業承継トータルサポート「あいちモデル」を構築し、事業承継サポートデスクが架け橋となって、関係機関と連携協力し、それぞれの特徴を活かした一歩踏み込んだ事業承継支援を行っています。

ビズリーチ・サクシードとの連携

令和3年12月16日に、事業承継M&Aプラットフォーム「ビズリーチ・サクシード」を運営するVisionalグループの株式会社M&Aサクシードと業務提携し、譲渡を希望する県内事業者には事業承継の選択肢を提供し、全国の譲り受け企業とのM&Aマッチングを促進することで、後継者不在による廃業を阻止し、地域産業の活性化を目指しています。



経営者保証を不要とする保証制度

経営者保証が事業承継の妨げとなる場合に円滑な事業承継を後押しするため、一定の要件を満たす場合に経営者保証を不要とする保証制度を取扱っています。

● 事業承継特別保証 ● 経営承継借換関連保証

- ▶ 経営者保証不要
- ▶ ガバナンス体制の整備に関するチェック※を受けた場合には保証料率を大幅に軽減 ※経営者保証コーディネーターによる確認から令和5年4月1日に変更
- ▶ 経営者保証ありの既存の借入金の借換が可能（本保証で経営者保証を不要に）

事業承継セミナーの開催

令和5年1月24日、2月14日に事業承継セミナーを開催し、2日間で延べ56名のかたにご参加いただきました。

第三者へ事業を譲る場合や、親族に事業を承継する場合など、様々なケースでの事業承継時におけるポイントや支援施策などをお伝えしました。



ツギフェスの開催

令和4年10月27日に事業承継に係る情報提供をメインとするイベント「ツギフェス」を開催しました。現地会場では延べ374名のかたにご参加いただき、アーカイブ配信についても608回視聴いただきました。

イベントでは、各界のパイオニア（鳥貴族・マクアケ・チャットワークの社長等）による合計6つのセミナーやトークセッションを行い、事業承継を検討中の経営者をはじめ、会社を引き継いで新たな挑戦を検討中の後継者のかた、また創業を検討中のみなさまが「よし、今日からやってみよう」と思えるヒントが見つかる機会をお届けしました。



相談業務の充実

本協会では、信用保証に関する相談のみならず、金融機関紹介など、金融全般に関する様々なご相談をお受けするため、「総合相談窓口」を設置しています。

専任職員を配置し、親しみのある対応に努めるとともに、複雑化、多様化するニーズに対して適切なアドバイスを行い、広範な経営相談に応じています。

また、経済情勢の急変等に対応して、各種相談窓口を設置しています。

特別相談窓口（令和5年4月1日現在）

- 日野自動車サプライチェーン関連中小企業対策特別相談窓口
- ウクライナ情勢・原油価格上昇等に関する特別相談窓口
- 東日本大震災に関する特別相談窓口

相談窓口（令和5年4月1日現在）

- 新型コロナウイルスに関する経営相談窓口
- 賃金水準上昇対策相談窓口

愛知県中小・小規模企業総合相談窓口（令和5年4月1日現在）

- 消費税率引き上げに伴う相談窓口
- 豚熱発生に伴う金融相談窓口

中小企業・小規模事業者に寄り添った対応に努めています。

企業訪問やオンライン面談などを通じて、中小企業・小規模事業者のみなさまに寄り添った対応に努めています。

中小企業・小規模事業者のみなさまと対話させていただくことで、相談・診断・情報提供といった多様なニーズに的確に対応します。

● 経営相談会

毎月第3水曜日に、中小企業診断士の資格を有する本協会職員による経営相談会を開催しています。

事業上のお悩みに対して、専門家が無料で相談をお受けします。

● 土曜相談窓口

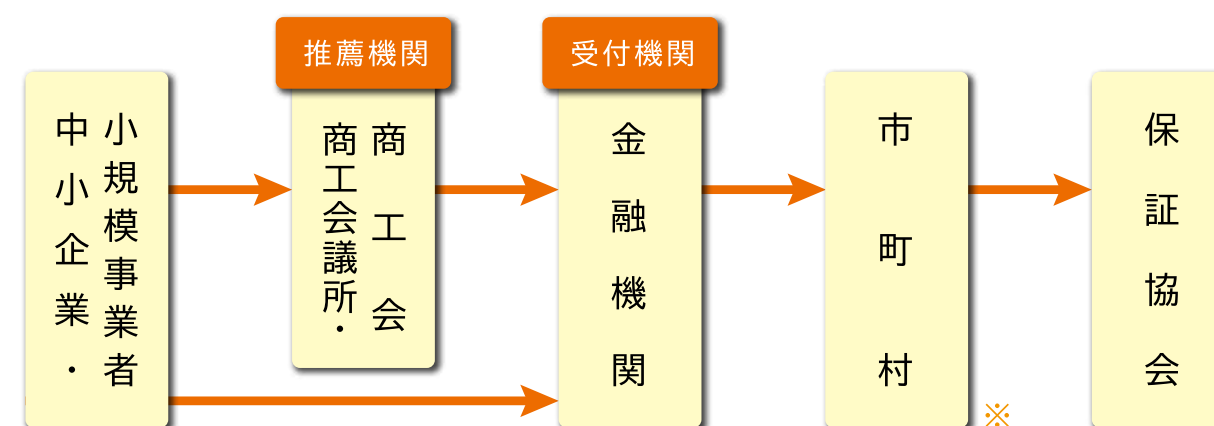
平日にご来店できないかたのために、毎週土曜日に相談窓口を開設しています。

地方公共団体・商工会議所・商工会との連携

金融環境の変化の影響を受けやすい中小企業・小規模事業者は、経営支援と一体で行う金融支援が必要です。このため、愛知県は、中小企業・小規模事業者への経営指導を行う商工会議所・商工会を愛知県融資制度（小規模企業等振興資金、一般事業資金、経済環境適応資金）の推薦機関と位置付け、本協会に対し、中小企業・小規模事業者の定性的な情報をご提供いただいています。

地方公共団体・商工会議所・商工会と連携した申込みの流れは以下のとおりです。

▶ 申込みの流れ 小規模企業等振興資金（通常資金）の場合



※愛知県内の各市町村は、愛知県融資制度 小規模企業等振興資金（小口資金）の申込受付機関です。

愛知県では、名古屋市を除く愛知県内の各市町村を、愛知県融資制度 小規模企業等振興資金（小口資金）の申込受付機関としています。そのため、本協会では、愛知県が当該制度の円滑な運用を図るため開催している各市町村の担当者向けの定例会議や研修会の運営に協力しています。

出張定例金融相談会を開催しています。

次の商工会議所・商工会において、本協会職員による金融相談会を定例で開催しています。

また、中小企業・小規模事業者からの資金需要が高まる時期には、資金繰り特別相談会を開催しています。

商工会議所

・岡崎 ・豊橋 ・半田 ・一宮 ・瀬戸 ・蒲郡 ・豊川
・刈谷 ・豊田 ・碧南 ・安城 ・西尾 ・津島 ・春日井
・稲沢 ・常滑 ・江南 ・小牧 ・犬山 ・東海 ・大府

商工会

・尾張旭市 ・知多市
・田原市



SDGs宣言

本協会は、SDGs※の理念・目標に賛同し、持続可能な社会の実現に貢献していくため、SDGs宣言を行っています。（令和2年1月7日）

本協会は、信用保証を通じて、中小企業・小規模事業者の成長・発展のお手伝いをする中で、地域経済の活性化に努めてきました。

本協会のこうした取組は、国連が提唱するSDGs（持続可能な開発目標）の達成につながるものであり、まずは自らが着実に取組を進めるとともに、関係機関とも協働することで、中小企業・小規模事業者に広く浸透し、地域活性化につながるよう積極的に取り組んでいます。

※SDGs (Sustainable Development Goals) は、「誰一人として取り残さない、持続可能な社会の実現」を目指し、2015年9月に国連サミットで採択された国際開発目標です。

特定社債保証（SDGs貢献型）の取扱い

令和2年1月から、金融支援を通じたSDGs推進を目的に、SDGs貢献に取り組む中小企業者に着目し、通常の特定社債保証よりも保証料率を引き下げた保証制度の取扱いをしています。

SDGs AICHI EXPO 2022への出展

令和4年10月6日から8日まで、愛知県国際展示場で開催された日本最大級のSDGs推進フェア「SDGs AICHI EXPO 2022」に出展しました。

本協会のブースでは、岐阜大学起業部の学生に協力をいただき、作品の発表機会が得られにくい若手アーティストが抱える課題に着眼したビジネスモデルを紹介しました。

また、出展後は、本協会本店1階においても、作品を展示させていただきました。



「愛知県SDGs登録制度」への登録

令和4年9月、「愛知県SDGs登録制度」※に登録されました。

本協会では、経済・社会・環境の3つのテーマにおいて、以下の内容に取り組んでいます。

経済：創業支援・経営支援による地域経済活性化と持続的発展に貢献する。

社会：労働環境の改善により、働きがい向上と経済成長を目指す。

環境：環境保全に配慮した取組を行う。

※「愛知県SDGs登録制度」は、SDGsの達成に向けて取り組む企業・団体等を登録し、企業・団体等の取組を「見える化」することで、SDGsに関する具体的な取組を普及させることを目的として、愛知県が実施している取組です。



愛知県アグリ特区保証の取扱い

地域経済の活性化に向けて、農業と商工業をあわせて行う事業者の6次産業化の促進を目的に、商工業とともに農業の実施に必要な資金を供給する「愛知県国家戦略特別区域農業保証（愛知県アグリ特区保証）」の取扱いをしています。

また、商工業者が農業に新規参入する6次産業化は、経営の幅が広がることによる収益力向上や地域の雇用創出等が期待されており、ともに6次産業化に必要な資金を取り扱う農業信用保証基金協会と、令和4年12月14日に連携強化に向けた意見交換会を実施しました。



フードバンクへの協力

支援を必要とする人々に食料品を寄付することで社会貢献を果たすことを目的として、令和4年10月5日に、本協会の備蓄用食料品を特定非営利活動法人フードバンク愛知に寄贈しました。



ヘルプマーク普及パートナーの登録、オレンジスマイルプロジェクトへの参加

令和元年度から、愛知県の「ヘルプマーク普及パートナー」に登録されています。外見からはわからなくても援助や配慮を必要としている方々への理解を広めるため、ヘルプマークの普及啓発活動に取り組んでいます。

また、「オレンジスマイルプロジェクト」にも参加し、積極的なサポート（ヘルプ）を実践しています。

ピンクリボン運動への参加

女性の活躍を後押しするため、平成30年度から名古屋ピンクリボンフェスタ実行委員会のパートナー企業となり、乳がんの早期発見・早期診断・早期治療の大切さを伝え、乳がん検診受診率の向上のための啓発活動に取り組んでいます。

使用済み切手の寄付

本協会内で収集した使用済み切手を、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会ボランティアセンターに定期的に寄付しています。

使用済み切手は、慈善団体を通じて換金され、社会貢献活動に利用されます。

寄付実績：令和4年6月、9月、令和5年3月



出前講座を通じた金融リテラシーの向上

大学等での出前講座

地域経済の未来を担う学生のアントレプレナーシップの醸成を図るため、平成21年度から地元の大学や高等学校への出前講座を実施しています。

講座では、中小企業・小規模事業者の現状や信用補完制度を通じた保証協会の役割について説明するとともに、起業を身近に感じてもらえるよう本協会を利用されている「がんばる企業」も紹介しています。

▶実施実績

大 学：愛知大学、愛知学院大学、愛知産業大学、愛知淑徳大学、椋山女子学園大学、東海学園大学、名古屋市立大学、南山大学

その他：愛知県調理師会、大原法律公務員専門学校、新城高等学校（五十音順）



グリーンボンドへの投資

環境改善を支援するため、令和4年12月20日に、愛知県が発行する「愛知県グリーンボンド」への投資を行いました。



ビジネスマッチングへの参加

様々な機関が開催するビジネスフェアに積極的に参加し、信用保証のPRに努めています。

▶メッセナゴヤ2022

令和4年11月1日～11月30日

▶リアル・オンライン ▶来場者数 41,445名

業種や業態の枠を超え、出展各社の取引拡大や異業種交流を図る「異業種交流の祭典」として開催されている、メッセナゴヤに出展しました。

本協会は、平成20年以降出展しており、令和4年度は木下精密工業株式会社様、太陽食品工業株式会社様と共同出展しました。

▶とよたビジネスフェア 2023

令和5年3月2日・3日

▶スカイホール豊田 ▶来場者数 4,350名

優れた技術・製品を作り出している企業や関連する小売・サービス事業者等が集まる総合展示会である、とよたビジネスフェアに出展しました。



アティックアートプロジェクトへの参加

創立70周年（平成30年度）以降、障がい乗り越え、自立を目指す才能あるアーティストを応援するアティックアートプロジェクトに参加し、愛知県内の障がいをお持ちのかたが描いた絵画作品をデザインに採用したノベルティグッズを作成しています。さらに、愛知県と一般社団法人アティックアートが連携し、障がいのあるかたの作品を社屋等に展示する作品展「あいちアール・ブリュット×（一社）アティックアート連携作品展 まちなかギャラリー」を、令和5年2月13日から3月3日まで本協会本店で開催しました。

また、令和5年3月19日には、2022年度アティックアート贈呈式に参加し、ノベルティグッズの原画作者に大村愛知県知事と共に記念品を贈呈しました。



認知症サポーターの養成

平成30年度から、愛知県の「あいち認知症パートナー企業」に認定されています。「認知症に理解の深いまちづくり」の実現にじぶんごととして取り組む企業として、定期的に、「認知症への正しい理解を深めるための『認知症サポーター養成講座』」を開催しています。



「カーボンニュートラル・アクションプラン」への登録

令和4年7月、「カーボンニュートラル・アクションプラン」※に登録されました。本協会では、環境負荷低減設備を導入または改良等を行う中小企業者から相談及び信用保証申込を受けた際や、各種セミナーや金融機関との勉強会の場で、愛知県融資制度【カーボンニュートラル】を案内し、本保証制度を推進することで、資金繰り支援を通じたカーボンニュートラルを促進しています。

※「カーボンニュートラル・アクションプラン」とは、脱炭素化と持続的な成長を支援する取組を、経済産業省がとりまとめて公表しているものです。

その他のSDGs・地方創生への取組については
本協会ホームページをご覧ください。



本協会のPRおよび信用保証について一層のご理解をいただくため、様々な広報活動を実施しています。

テレビCM

東海地方の様々な会社の工場を特集するテレビ愛知「日経プレミアム工場へ行こうⅢ」のスポンサーとなり、テレビCMを実施しています。CMでは、令和4年度に新しく作成した本協会のPR動画を放送しています。本協会が実施している金融支援・経営支援についてアピールしているほか、文字と音声を用いたバリアフリーな内容としています。

また、本動画は、本協会ホームページのほか、本協会本店1階のデジタルサイネージ、YouTube等にも掲載しています。



ラジオCM

東海ラジオ、CBCラジオ、ZIP-FM、FMAICHIにおいて、ラジオCMを実施しています。

また、東海地方で頑張る企業の経営者の魅力に迫るFMAICHI「GLOBAL R-VISION」のスポンサーとなり、本協会を利用されているかたにもラジオ出演をしていただくとともに、番組連動企画として、パーソナリティ、ゲストそして本協会職員の3者でゲストの「経営論」について聞く、動画「GLOBAL R-CHANNEL」も作成しています。そのほか、東海ラジオ、CBCラジオのラジオカーに出演し、セミナーや相談窓口について紹介しました。



プレスリリース

本協会の取組や新たな保証制度等について、各種メディアに積極的にプレスリリースを行っています。

ホームページ

本協会ホームページでは、中小企業・小規模事業者のみなさまや創業をお考えのかたが知りたい情報をタイムリーに提供しています。特に、コロナ禍においては、必要な情報がスムーズに伝わるよう、コロナ融資（ゼロゼロ融資）の借換需要や新たな資金需要に対応する保証制度についてのバナーをトップページに設置するなど、積極的な情報発信を行いました。また、より利便性を高めるため、関係機関から情報を提供いただき、県内各地のセミナー情報を本協会ホームページで一覧掲載しています。



新聞広告

中日新聞、中部経済新聞において定期広告およびスポット広告を掲載しています。また、コロナで苦しむ中小企業・小規模事業者を広報の側面から応援する取組として、中部経済新聞社とのコラボ企画「中小企業応援団」を令和2年12月から令和4年12月まで実施し、中部経済新聞紙面および本協会ホームページで紹介しました。令和5年1月からは、本協会を利用されているかた等の「生の声」をお届けする「がんばる企業のご紹介」を実施しています。



広告看板

本協会の本店はエスカ地下街E2出口を出てすぐのところに位置しており、目印となるよう出口付近に看板を設置しています。また、地下鉄桜通線名古屋駅コンコース（西改札内）にも看板を設置しています。令和5年3月から、中村区役所内のAEDと一体型のモニターにも広告を掲載しています。この広告は掲載料金の一部が中村区役所内のAEDの運営費になることから、SDGsへの貢献も図られるものです。

ノベルティ

イメージキャラクターや障がいをお持ちのかたが描いた絵画作品を使ったノベルティグッズを作成しています。



各種機関紙への広告掲載

商工会議所会報誌などに定期的に広告を掲載しています。



パンフレット・リーフレット

本協会のご利用方法や保証制度、経営支援メニュー等を紹介する各種パンフレットおよびリーフレットを作成しています。



SNS

令和2年9月にTwitter公式アカウント(@aichiguarantee)を開設し、中小企業・小規模事業者のお役立ち情報を発信しています。

また、セミナー参加者の募集等について、適宜SNS広告を活用しています。



信用補完制度とは

中小企業・小規模事業者が金融機関から事業資金の融資を受ける際、協会が保証人となって借入れをスムーズにし、事業の成長を金融の側面から支援する制度が信用保証制度です。

この制度を強固なものとするために信用保険制度があります。信用保険制度は、保証債務の履行（代位弁済）という協会のリスクを政府全額出資の株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」といいます。）の保険によってカバーする制度です。

2つの制度を総称して信用補完制度といいます。

信用補完制度のしくみは、次のとおりです。

信用保証制度

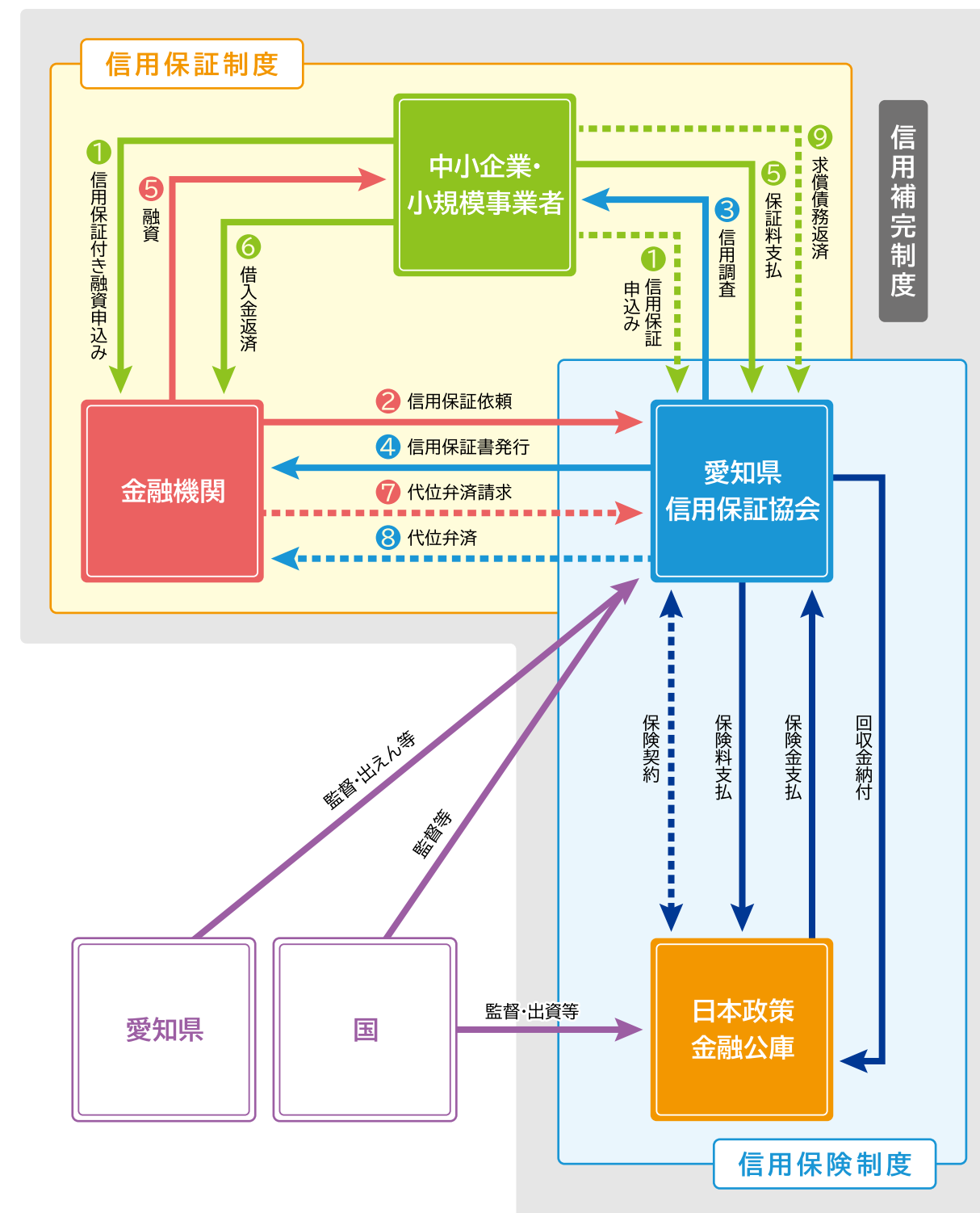
- ① 中小企業・小規模事業者は、金融機関に信用保証委託申込書により申込みをします。なお、協会へ直接保証申込みをすることもできます。一部の保証制度においては、愛知県内の市町村の商工担当課、商工会議所・商工会・愛知県商工会連合会でも申込みをすることができます。
- ② 金融機関は、協会に信用保証の依頼をします。
- ③ 協会は、中小企業・小規模事業者に対して信用調査をします。
- ④ 協会は、審査の結果、信用保証を適当と認めた場合は保証を引き受けし、金融機関に対して信用保証書を発行します。
- ⑤ 金融機関は、信用保証書に基づいて中小企業・小規模事業者に融資をします。
- ⑥ 中小企業・小規模事業者は、金融機関を通じて所定の保証料を協会へ支払います。信用保証委託契約書を提出します。
- ⑦ 中小企業・小規模事業者は、借入契約にしたがって金融機関へ借入金を返済します。
- ⑧ 万が一、中小企業・小規模事業者が倒産等によって借入金の返済ができなくなった場合、金融機関は協会に対して残債務の支払いを請求します。
- ⑨ 協会は、⑧の請求に基づき、中小企業・小規模事業者に代わって借入金の残債務を金融機関に支払います。これを代位弁済といいます。
- ⑩ 協会は、中小企業・小規模事業者に対する求償権を得て債権者となり、中小企業・小規模事業者は、協会に対して求償債務を返済することとなります。

信用保険制度

協会が中小企業・小規模事業者の保証委託申込みに応じて保証を承諾し、金融機関から融資が実行されると、中小企業・小規模事業者の資格、借入金の使途、保証金額等一定の要件を備えた保証については原則として、中小企業信用保険法に基づく信用保険に付保されるしくみになっています。これを包括保証保険制度といいます。この場合、協会は保険の種類ごとに定められた保険料を公庫に支払うことになっています。

協会の保証によって融資を受けた中小企業・小規模事業者が、所定期限までに金融機関へ借入金の返済を行わない場合、その事実が金融機関から協会に通知され、協会は中小企業・小規模事業者に代わって金融機関に弁済します。

この代位弁済が信用保険上の保険事故であり、この代位弁済額の70～90%（この率を保険填補率といいます。）を保険金として公庫から協会が受領します。協会はこの保険金を受領後、中小企業・小規模事業者から回収のつど、その回収金を保険填補率に応じて公庫に納付します。



信用保証の対象となるかた

法人の場合は本店※1または事業所のいずれかを、個人事業者の場合は住居※2または事業所のいずれかを愛知県内に有し、事業を営んでいる個人事業者、会社、医業を主たる事業とする法人（以下「医療法人等」といいます。）、特定非営利活動法人（NPO法人）で次表の条件に該当するかた、中小企業等協同組合などです。

★これから事業をはじめるかたを対象とした保証制度もあります。

※1 本店とは、単なる登記上の所在地だけでなく、事業実態があることが必要です。

※2 住居とは、単なる住民登録上の住所というだけでなく、原則として現に居住していることが必要です。

小売業 （飲食店を含みます。）	資本金5,000万円以下または 常時使用の従業員50人以下
サービス業	資本金5,000万円以下または 常時使用の従業員100人以下
卸売業	資本金1億円以下または 常時使用の従業員100人以下
製造業等	資本金3億円以下または 常時使用の従業員300人以下
医療法人等	常時使用の従業員300人以下

（注）旅行業については、製造業等と同様の基準となります。

ただし、個人事業者または会社であって、次の業種については、次のとおりです。

ゴム製品製造業 （自動車または航空機用タイヤおよびチューブ 製造業ならびに工業用ベルト製造業を除きます。）	資本金3億円以下または 常時使用の従業員900人以下
ソフトウェア業	資本金3億円以下または 常時使用の従業員300人以下
情報処理サービス業	資本金3億円以下または 常時使用の従業員300人以下
旅館業	資本金5,000万円以下または 常時使用の従業員200人以下

（注1）会社とは、合名会社、合資会社、合同会社、株式会社（特例有限会社を含みます。）および土業を規定する法律に基づく法人です。

（注2）資本金が制限を超えている会社で、従業員数が制限の90%を超えている場合は、「労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書（控え）」等の写しが必要です。

（注3）組合の場合は当該組合が保証対象事業を営むこと、またはその構成員の3分の2以上が保証対象事業を営んでいることが必要です。

営んでいる業種や組織形態等によっては、
信用保証の対象とならない場合があります。
ここではその主なものを記載しています。

【業種等】

農業（一部の保証制度を除きます。）、林業、漁業、一部の遊興娯楽業、一部の金融業、学校法人、宗教法人、非営利団体（医療法人等およびNPO法人を除きます。）等、その他本協会が支援するのは難しいと判断した業態です。

【その他】

- ①許可等を要する事業を営むかたで、許可等を受けていないかた
- ②税金を滞納し、完納の見通しが立たないかた
- ③手形、小切手について不渡りがあるかたおよび銀行取引停止処分を受けているかた（法人の場合は、代表者を含みます。第1回不渡り発生後、6か月を経過した場合など事業継続に問題のないかたを除きます。）
- ④電子記録債権について支払不能があるかたおよび取引停止処分を受けているかた（法人の場合は、代表者を含みます。第1回支払不能発生後、6か月を経過した場合など事業継続に問題のないかたを除きます。）
- ⑤協会の代位弁済先で、求償債務が残っているかた（求償権消滅保証の対象となるかたを除きます。）
- ⑥借入れについて、返済を延滞しているかた
- ⑦休眠会社
- ⑧会社更生、民事再生等法的整理または私的整理手続中（申立中を含みます。）のかた（事業再生保証の対象となるかたを除きます。）
- ⑨保証申込みについて、金融斡旋屋等の第三者が介在しているかた

資金使途

事業経営に必要な運転資金と設備資金であり、生活資金、住宅資金、投機資金等にはご利用いただけません。

また、原則として、旧債振替資金にはご利用いただけません。

保証金額の最高限度

個人事業者・会社・医療法人等・ 特定非営利活動法人（NPO法人）	2億8,000万円
組合	4億8,000万円

（注1）このほかに、経営安定関連保証（セーフティネット保証）等の別枠保証もあります。
（注2）他協会を利用されているかたは、合算した額が限度額以内であることが必要です。
（注3）他の保証との合算限度が設けられている制度があります。

保証期間

運転資金	無担保の場合	10年以内
	有担保の場合	15年以内
設備資金	無担保の場合	15年以内 （ただし、10年超は 法定耐用年数の範囲内）
	有担保の場合	20年以内

（注）保証制度によって、保証期間が異なります。

担保

原則として、保証合計額が8,000万円を超える場合または保証期間が10年を超える場合に、愛知県内所在の不動産、有価証券などの担保が必要です。

（注）保証合計額が8,000万円以下であっても、担保が必要となる場合があります。

責任共有制度

責任共有制度は、信用保証付き融資について、協会と金融機関とが適切な責任共有を図り、両者が連携して、中小企業・小規模事業者を支援することを目的としています。

負担割合

原則として、協会が80%、金融機関が20%の割合で責任を共有しています。

責任共有制度の対象

原則として、すべての保証が責任共有制度の対象となりますが、一部例外的に除外される制度があります。

【対象から除外される主な制度】

- 経営安定関連保証（セーフティネット保証）1号～4号、6号にかかる保証
- 危機関連保証
- 災害関係保証
- 創業関連保証
- 小口零細企業保証

暴力団等の反社会的勢力とは、取引いたしません。

反社会的勢力との関係遮断への取組強化の一環として、保証利用に際し、提出していただく信用保証委託契約書に、「反社会的勢力排除条項」を導入しています。

連帯保証人

必要となる場合があります。ただし、原則として、法人代表者以外の連帯保証人は不要です。

なお、本協会では「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨に則り、適切に対応しており、以下の要件や法人与経営者との関係の分離状況等を踏まえて、経営者保証を不要として取り扱う運用を行っています。

【金融機関連携型】

申込金融機関が、信用保証の付かない融資（「プロパー融資」といいます。）について経営者保証を不要としている場合であって、債務超過でなく赤字でない等の要件を満たしている場合

【財務型】

「財務要件型無保証人保証※」を利用する場合 ※自己資本比率20%以上等、一定の財務要件があります。

【担保型】

企業または経営者本人が所有する不動産について担保提供があり、十分な保全が図られる場合

事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則

「事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則」では、円滑な事業承継の促進のため、経営者保証が事業承継の阻害要因とならないよう、原則として前経営者、後継者の双方からの二重徴求を行わないことなどが明記されています。本協会では本特則に即した適切な対応を行うとともに、金融機関への積極的な周知活動を実施しています。

経営者保証に関するガイドラインの活用実績（令和4年度）

保証承諾件数 （うち無保証人での保証承諾件数）	28,339件 (8,545件)
無保証人での保証承諾割合	30.2%
既存の保証付き融資について、保証人の保証契約を解除した件数	323件
「経営者保証に関するガイドライン」により保証債務整理を成立させた件数	38件

【代表者交代時の既存の保証付き融資についての対応】

旧代表者との保証契約を解除し、かつ、新代表者との保証契約を締結しなかった件数	107件
旧代表者との保証契約を解除する一方、新代表者との保証契約を締結した件数	909件
旧代表者との保証契約は解除しなかったが、 新代表者との保証契約は締結しなかった件数	1,366件
旧代表者との保証契約を解除せず、かつ、新代表者との保証契約を締結した件数	13件

保証料

協会の保証によって融資を受けた中小企業・小規模事業者には、保証利用の対価として保証料をお支払いいただきます。

保証料は、公庫に支払う保険料、代位弁済に伴う損失の補填、経費等信用補完制度を運用するうえで必要な費用に充当しています。

【保証料率の体系について】

保証料率は、中小企業・小規模事業者の財務状況等に応じ、9段階に区分された弾力料率体系が適用されます。例外として、経営安定関連保証（セーフティネット保証）等一部の保証には、一律の保証料率が適用されます。

（単位 年率％）									
保証料率区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
責任共有制度対象制度	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
責任共有制度対象外制度	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50

（注1）保証料率は、貸付金額に対する年率です。

（注2）本協会独自の保証制度、愛知県融資制度保証については、上記保証料率より低く設定されています。

【保証料率区分は、財務以外の要因も加味して決定します。】

保証料率区分は、中小企業信用リスク情報データベース（CRD）により決算内容を評価し、一定の定性要因（非財務要因）を加味して、決定されます。CRDは、中小企業に関するデータベースとしては日本最大の規模です。※

※出所：一般社団法人CRD協会ホームページ

【保証料率の割引について】

▶ 有担保保証に対する割引

不動産等の担保を提供いただく場合は、保証料率を0.10％引きします。 ※一部の保証制度等を除きます。

▶ 会計参与設置会社に対する割引

会計参与を設置している会社の場合は、保証料率を0.10％引きします。 ※一部の保証制度等を除きます。

▶ 特例承継計画に基づく割引（事業承継応援割引）

特例承継計画を策定し、一定の要件を満たす会社の場合は、保証料率を0.10％引きします。ただし、割引は推進保証、協調推進保証（同時実行型、ストック型）、認定支援税理士連携推進保証、長期一括保証に限ります。

信用保証利用度の推移

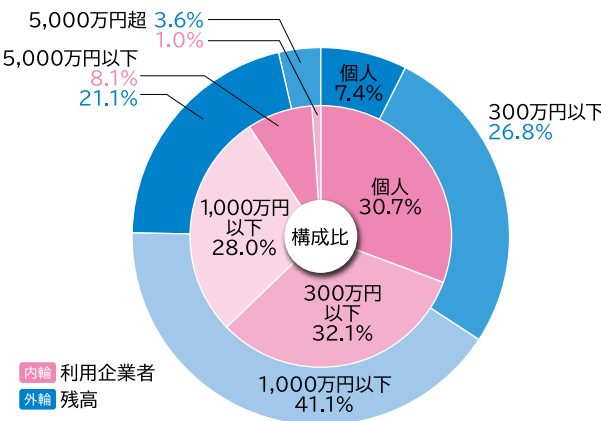
愛知県内の中小企業総数21万企業のうち、約8万3千企業が本協会の信用保証を利用されています。

年 度	H30	R1	R2	R3	R4
県内中小企業者	220,767	208,310			
年度末利用企業者	59,586	57,708	79,886	82,437	82,951
企業利用度(%)	27.0	27.7	38.3	39.6	39.8

(注1)県内中小企業数は、「中小企業白書」(中小企業庁)により、数年ごとの調査となっています。
(注2)年度末保証利用企業者数には、名古屋信用保証協会の利用者数を含みません。よって、利用度は、県内利用度ではありません。

保証利用企業者の内容(令和4年度末)

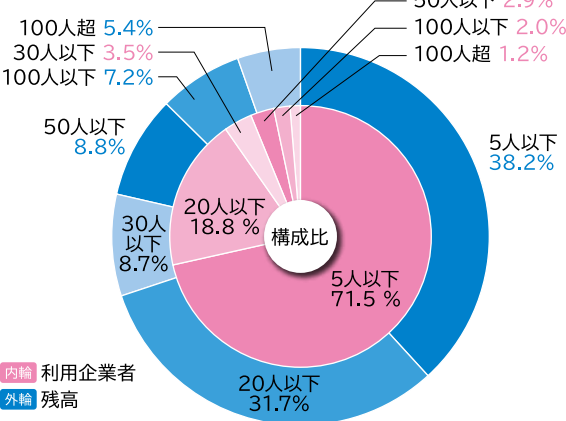
資本金別



資本金	利用企業者	残高(億円)
個人	25,440	1,688
300万円以下	26,646	6,068
1,000万円以下	23,241	9,314
5,000万円以下	6,715	4,776
5,000万円超	850	818
組合	59	11
合計	82,951	22,675

(注)数値の単位未満は、四捨五入しているため、内訳と合計値が一致しない場合があります。

従業員数別

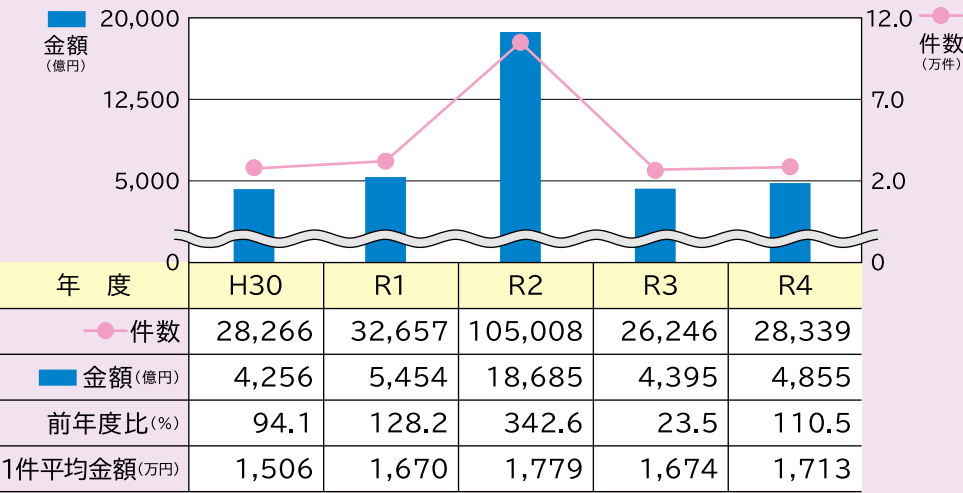


従業員数	利用企業者	残高(億円)
5人以下	59,337	8,670
20人以下	15,594	7,185
30人以下	2,944	1,968
50人以下	2,412	1,994
100人以下	1,673	1,625
100人超	991	1,233
合計	82,951	22,675

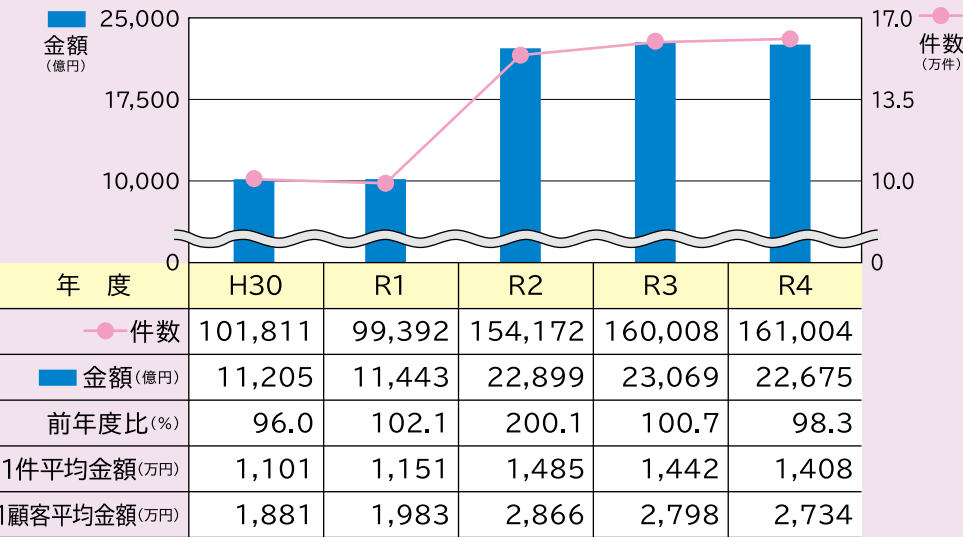
保証の状況

最近5年間の保証状況

保証承諾

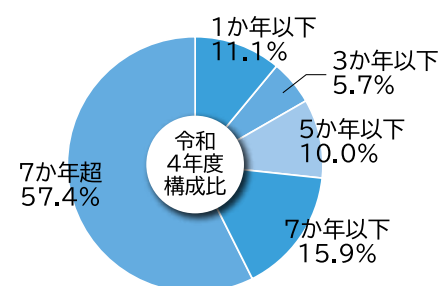


保証債務残高



保証の内容

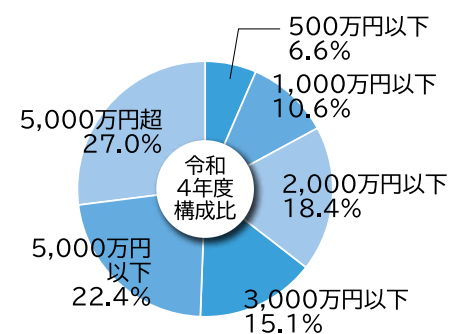
期間別保証承諾



(単位 億円)

区分	年度	R2	R3	R4
1か年以下		466	492	537
3か年以下		829	247	275
5か年以下		3,214	461	485
7か年以下		1,762	669	771
7か年超		12,414	2,526	2,788
合 計		18,685	4,395	4,855

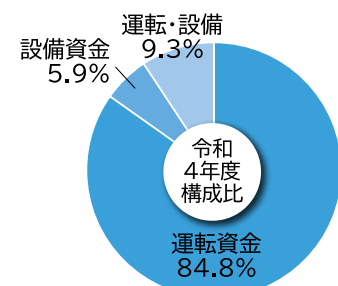
金額別保証承諾



(単位 億円)

区分	年度	R2	R3	R4
500万円以下		1,018	297	318
1,000万円以下		2,258	477	514
2,000万円以下		3,729	852	893
3,000万円以下		4,621	644	732
5,000万円以下		4,260	1,070	1,088
5,000万円超		2,799	1,054	1,310
合 計		18,685	4,395	4,855

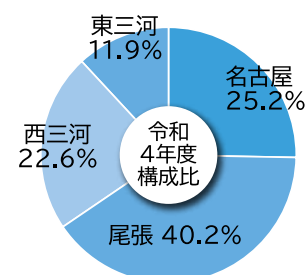
資金使途別保証承諾



(単位 億円)

区分	年度	R2	R3	R4
運 転 資 金		17,993	3,700	4,119
設 備 資 金		201	240	287
運 転 ・ 設 備		490	455	450
合 計		18,685	4,395	4,855

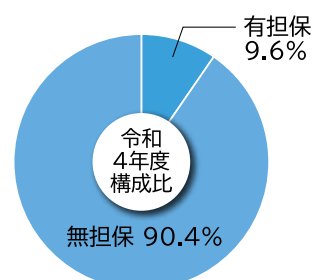
地区別保証承諾



(単位 億円)

区分	年度	R2	R3	R4
名 古 屋		3,810	1,140	1,226
尾 張		8,335	1,790	1,952
西 三 河		4,465	989	1,098
東 三 河		2,074	476	580
合 計		18,685	4,395	4,855

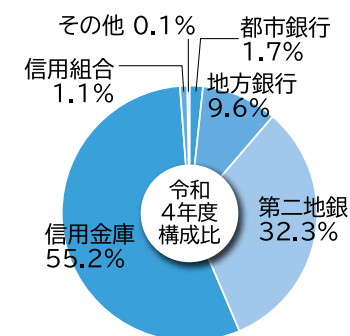
担保別保証承諾



(単位 億円)

区分	年度	R2	R3	R4
有担保		494	468	468
無担保		18,191	3,926	4,387
合 計		18,685	4,395	4,855

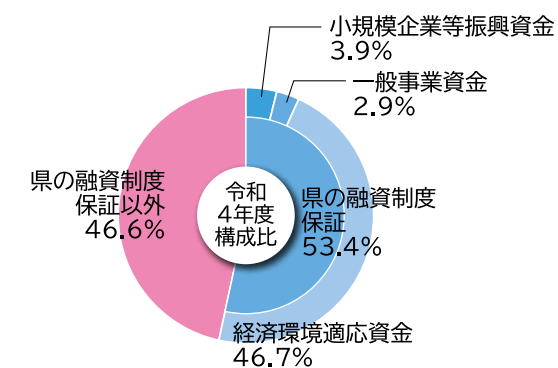
金融機関別保証承諾



(単位 億円)

区分	年度	R2	R3	R4
都市銀行		348	87	82
地方銀行		1,907	392	464
第二地銀		5,418	1,569	1,570
信用金庫		10,689	2,291	2,680
信用組合		308	52	55
その他		15	3	4
合 計		18,685	4,395	4,855

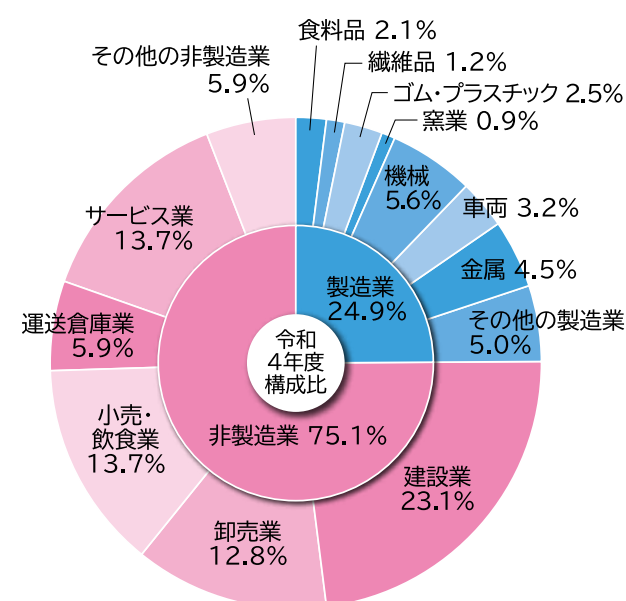
制度別保証承諾



(単位 億円)

区分	年度	R2	R3	R4
県の融資制度保証		16,495	2,538	2,595
小規模企業等振興資金		90	176	188
一般事業資金		109	129	140
経済環境適応資金		16,297	2,233	2,267
県の融資制度保証以外		2,190	1,857	2,261
合 計		18,685	4,395	4,855

業種別保証承諾



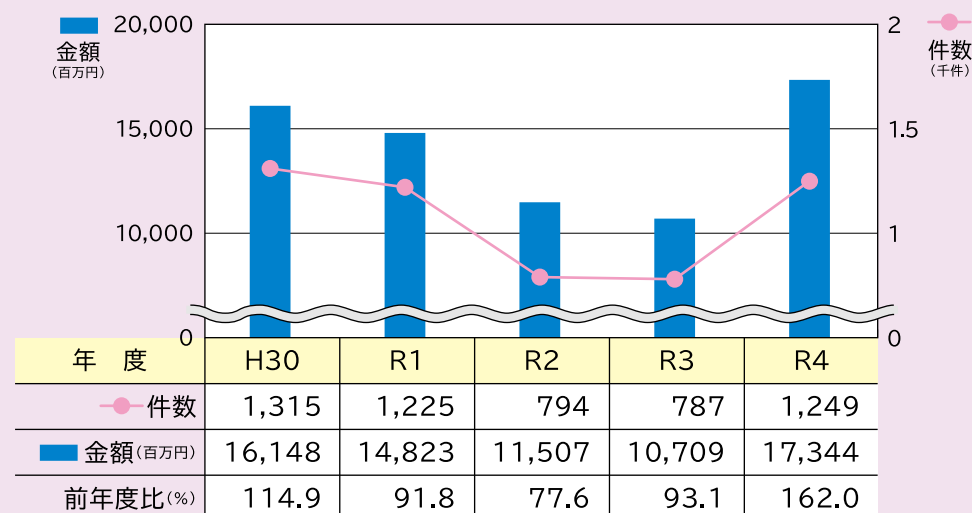
(単位 億円)

区分	年度	R2	R3	R4
製 造 業		4,653	1,024	1,210
食料品		290	96	103
繊維品		235	52	59
ゴム・プラスチック		401	99	120
窯業		168	39	45
機械		1,137	253	272
車両		579	111	153
金属		864	167	217
その他の製造業		979	207	241
非 製 造 業		14,031	3,370	3,645
建設業		4,543	1,015	1,119
卸売業		2,187	567	622
小売・飲食業		2,656	601	666
運送倉庫業		868	263	286
サービス業		2,912	629	666
その他の非製造業		866	296	287
合 計		18,685	4,395	4,855

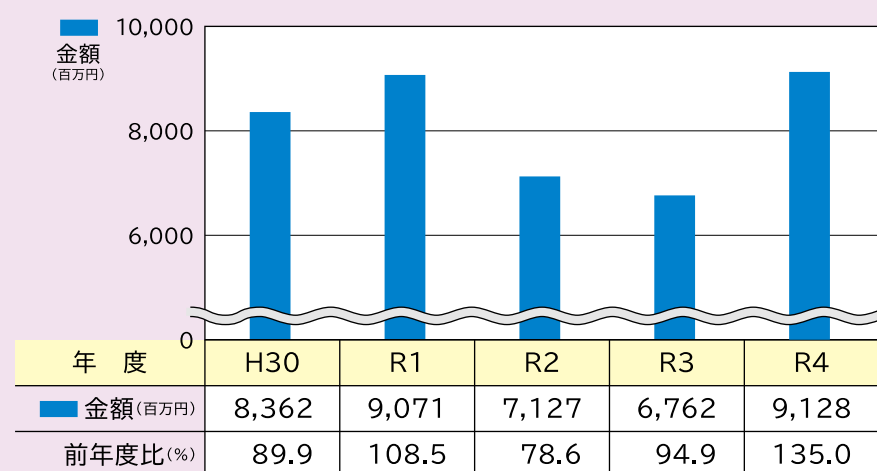
代位弁済および求償権の状況

最近5年間の代位弁済および求償権

代位弁済（元利計）

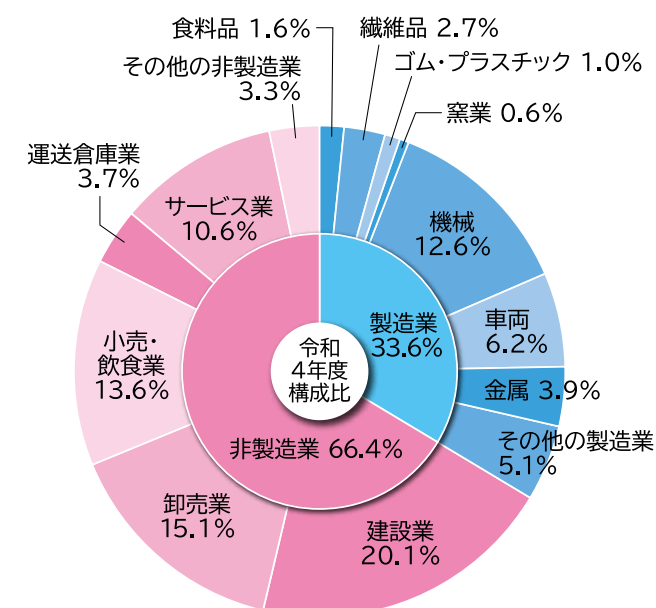


求償権残高



代位弁済の内容

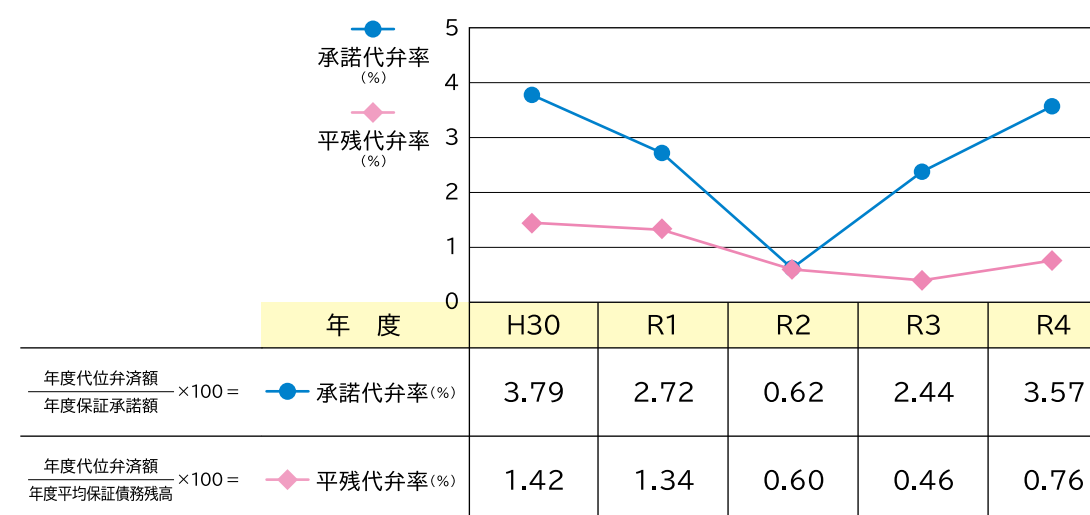
業種別代位弁済



(単位 百万円)

区 分	年 度	R2	R3	R4
製 造 業		3,069	1,786	5,825
食料品		615	63	271
繊維品		38	173	463
ゴム・プラスチック		385	515	177
窯業		—	168	101
機械		339	328	2,179
車両		557	6	1,077
金属		606	43	670
その他の製造業		529	489	886
非 製 造 業		8,438	8,922	11,519
建設業		2,648	2,721	3,488
卸売業		1,953	2,195	2,627
小売・飲食業		1,981	2,140	2,353
運送倉庫業		263	293	643
サービス業		1,174	1,155	1,836
その他の非製造業		418	418	572
合 計		11,507	10,709	17,344

代位弁済率とその推移



$\frac{\text{年度代位弁済額}}{\text{年度保証承諾額}} \times 100 =$	承諾代弁率 (%)	3.79	2.72	0.62	2.44	3.57
$\frac{\text{年度代位弁済額}}{\text{年度平均保証債務残高}} \times 100 =$	平残代弁率 (%)	1.42	1.34	0.60	0.46	0.76

収支計算書（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）

(単位:千円)	
科 目	金 額
経常収入	23,385,924
保証料	21,383,297
預け金利息	23,034
有価証券利息配当金	852,237
延滞保証料	0
損害金	49,952
事務補助金	42,077
責任共有負担金	961,923
雑収入	73,405
経常支出	14,202,931
業務費	4,654,714
借入金利息	0
信用保険料	9,548,217
責任共有負担金納付金	0
雑支出	0
経常収支差額	9,182,993
経常外収入	31,573,188
償却求償権回収金	246,531
責任準備金戻入	14,600,033
求償権償却準備金戻入	3,987,417
求償権補填金戻入	12,738,415
保険金	11,703,297
損失補償補填金	1,035,118
その他収入	792
経常外支出	32,759,939
求償権償却	13,888,786
雑勘定償却	12,620
退職金	6,155
責任準備金繰入	14,564,896
求償権償却準備金繰入	4,286,387
その他支出	1,097
経常外収支差額	▲1,186,751
制度改革促進基金取崩額	0
収支差額変動準備金取崩額	0
当期収支差額	7,996,242
収支差額変動準備金繰入額	3,998,121
基本財産繰入額	3,998,121

左表は、信用保証協会法施行規則等に基づいて作成した収支計算書ですが、よりご理解いただくため経常外収支について純増減額をわかりやすく表示すると下表のようになります。

(単位:千円)	
科 目	金 額
償却求償権回収金	246,531 …①
責任準備金	
戻入	14,600,033
繰入	▲14,564,896
(当期純戻入額)	35,137 …②
求償権償却準備金	
戻入	3,987,417
繰入	▲4,286,387
(当期純戻入額)	▲298,969 …③
求償権償却	
求償権償却	▲13,888,786
求償権補填金戻入	12,738,415
保険金	11,703,297
損失補償補填金	1,035,118
(当期自己償却額)	▲1,150,371 …④
その他	▲19,079 …⑤
経常外収支差額	▲1,186,751 …⑥

(注) ①+②+③+④+⑤=⑥となります

(注) 数値の単位未満は、四捨五入しているため、内訳と合計値が一致しない場合があります。

“収支計算書”の用語解説

信用保険料

公庫へ支払う信用保険料のうち、当該決算期間に対応する額「当期支払保険料+前期末未経過保険料+当期末未払保険料-前期末未払保険料-当期末未経過保険料」を計上しています。

責任共有負担金納付金

責任共有制度において、金融機関から受領した負担金の一部を公庫へ納付しています。

求償権償却

当期において、法的整理等の結果回収不能となり償却した求償権、受領した保険金等により償却した求償権を計上しています。

責任準備金

景気変動等により代位弁済が想定以上に増加した場合の備え(支払資金)として、保証債務残高に対して一定の割合を積み立てています。

求償権償却準備金

協会資産の健全性を保つ観点から、求償権の回収不能額を見積もって一定の割合を積み立てています。

当期収支差額

基本財産および収支差額変動準備金に組入れ、協会が健全な経営を行い、公共的使命を果たしていくうえで必要不可欠な基本財産等の充実に充てています。

支 出

経常支出

業務費

信用保険料

責任共有負担金納付金

経常外支出

求償権償却

責任準備金繰入

求償権償却準備金繰入

その他

当期収支差額

収 入

経常収入

保証料

預け金利息等

責任共有負担金

その他

経常外収入

責任準備金戻入

求償権償却準備金戻入

求償権補填金戻入

その他

保証料

受入保証料のうち当該決算期間に対応する額「前期末未経過保証料+当期受入保証料-当期末未経過保証料」を計上しています。

責任共有負担金

責任共有制度において、負担金方式を選択している金融機関から受領した負担金を計上しています。

求償権補填金

代位弁済により公庫から受領した保険金と地方公共団体等から受領した損失補償補填金からなっています。

貸借対照表（令和5年3月31日時点）

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
現金	517	基本財産	110,985,109
預け金	69,346,880	基金	4,733,949
有価証券	162,758,913	基金準備金	106,251,160
動産・不動産	8,695,060	制度改革促進基金	0
損失補償金見返	141,950,818	収支差額変動準備金	50,217,273
保証債務見返	2,267,485,599	責任準備金	14,564,896
求償権	9,128,200	求償権償却準備金	4,286,387
雑勘定	4,610,391	退職給与引当金	2,974,334
未収利息	125,046	損失補償金	141,950,818
未経過保険料	4,319,915	保証債務	2,267,485,599
その他	165,430	借入金	0
		雑勘定	71,511,961
		保険納付金	419,230
		損失補償納付金	35,771
		未経過保証料	70,987,684
		未払保険料	7,641
		その他	61,636
合計	2,663,976,377	合計	2,663,976,377

上表は、信用保証協会法施行規則等に基づいて作成した貸借対照表ですが、よりご理解いただくため、一般企業における貸借対照表の表示等に置き換えると次のようになります。

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
【資産】		【負債】	
現金・預け金	69,347,397	責任準備金	14,564,896
有価証券	162,758,913	退職給与引当金	2,974,334
動産・不動産	8,695,060	借入金	0
求償権	9,128,200	雑勘定	71,511,961
求償権償却準備金	▲ 4,286,387	未経過保証料	70,987,684
雑勘定	4,610,391	その他	524,277
未経過保険料	4,319,915	負債合計	89,051,191
その他	290,476	【正味財産】	
		基本財産	110,985,109
		基金	4,733,949
		基金準備金	106,251,160
		制度改革促進基金	0
		収支差額変動準備金	50,217,273
		正味財産合計	161,202,383
合計	250,253,574	負債および正味財産合計	250,253,574

(注1)次については、備忘勘定で借方・貸方同額のため、上表から除いています。
・保証債務見返(借方)、保証債務(貸方) 2,267,485,599千円
・損失補償金見返(借方)、損失補償金(貸方) 141,950,818千円

(注2)数値の単位未満は、四捨五入しているため、集計値と内訳の合計値が一致しない場合があります。

(注3)業務方法書の改正に伴い、当事業年度から責任準備金の積立方法を変更しています。
責任準備金の積立方法の変更については、業務方法書の取扱いに従っており、変更後の積立方法に基づく当事業年度の期首の責任準備金と、前事業年度末の責任準備金との差額を、当事業年度の期首の収支差額変動準備金に反映しています。
この結果、当事業年度の期首において、責任準備金が696,478千円増加し、収支差額変動準備金が同額減少しています。

“貸借対照表”の用語解説

預け金

各金融機関へ預託しています。

有価証券

代位弁済の支払準備資産として保有する国債、地方債、社債等を計上しています。

損失補償金見返

貸方の損失補償金のうち、地方公共団体等が行う損失補償限度額の見返りとして計上しています。

求償権

協会が、中小企業・小規模事業者にかわり、金融機関に債務の支払い(代位弁済)をしたときに、その中小企業・小規模事業者に対して持つことになる債権を求償権といいます。経理上の求償権は、代位弁済した金額から回収金および公庫の保険金受領分等を控除した額です。

未経過保険料

当年度中に公庫に支払った保険料のうち、翌年度にかかる部分を計上しています。

借 方

貸 方

現金・預け金

有価証券

動産・不動産

損失補償金見返

求償権

未経過保険料

その他

基本財産

収支差額
変動準備金

責任準備金

求償権償却準備金

退職給与引当金

損失補償金

未経過保証料

その他

基本財産

株式会社の資本金に相当するもので、協会の最終的な代位弁済支払い能力を示すものとして、協会が引き受けることができる保証債務の最高限度額算定の基礎となっています。出資金としての性格を持つ出えん金と金融機関等負担金からなる「基金」、過去の収支差額の累計である「基金準備金」の2つからなっています。中小企業・小規模事業者の保証需要に安定して応え、公共的使命を果たしていくためには、基本財産の充実が不可欠となっています。

収支差額変動準備金

収支差額に欠損が生じた場合や、急激な保証の増大等により基本財産の増強が必要となった場合には、これを取り崩して、協会経営が不安定になることを防ぎます。

損失補償金

地方公共団体等が協会の債務履行に基づく損失につき補償を行う限度額を計上しています。

未経過保証料

受入保証料のうち、当該決算期間の未経過分(翌年度以降にかかる保証料)を計上しています。金融機関への預託の原資となっています。

愛知県信用保証協会は、信用保証協会法（昭和28年8月10日法律第196号）に基づく法人であり、中小企業等のみなさまが金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等のみなさまに対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくことになりますが、お客様の個人情報の取扱いについて、以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

1 個人情報に関する法令等の遵守

本協会は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）などの法令、ガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

2 個人情報の取得・利用・提供

- 本協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のために、お客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては、本協会ホームページの「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の「1 本協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示しません。
- お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。
- 個人信用情報機関から提供を受けた情報であって、お客様の返済能力に関するものを、お客様の返済能力の調査以外の目的には使用いたしません。

3 個人データの適正管理

お客様の個人データについて、組織的・人的・物理的・技術的安全管理措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取組を見直します。安全管理措置の主な内容につきましては、本協会ホームページの「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の「9 保有個人データの安全管理措置に関する事項」に公表しておりますのでご覧ください。

4 個人情報保護の維持・改善

本協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取組を見直します。

5 個人データの委託

- 本協会は、個人情報の保護に関する法律第27条第5項第1号の規定に基づき、個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。
- 委託する場合には、適正な取扱いを確保するため、契約の締結、実施状況の点検などを行います。

6 保有個人データ等の開示・利用目的の通知

- 法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、本協会が保有するお客様ご自身の個人データ等の開示およびその利用目的の通知を求めることができます。
- 請求の方法は、本協会ホームページに掲載してある個人情報開示請求書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して本協会窓口を持参（または郵送）してください。

7 保有個人データの内容の訂正等、利用停止等、第三者提供の停止

- 本協会が保有する個人データについて、内容の訂正・追加・削除、利用停止・消去または第三者提供の停止のご要望がある場合は、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、ご対応いたします。
- 6および7の具体的な手続につきましては、本協会ホームページの「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の「8③ 開示等の請求等に応じる手続等に関する事項」をご覧ください。

8 質問・苦情への対応

本協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について、適切かつ迅速に取り組みます。

9 開示・利用目的の通知・内容の訂正等・利用停止等・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情の窓口

本協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は、以下のとおりです。

所在地	名古屋市中村区椿町7番9号
電話番号	052-454-0503
部署名	コンプライアンス統括室

本協会は、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、誠実かつ公正な事業活動を遂行することに役職員一丸となって、積極的に取り組んでいます。

これを実践するために、社会からの揺るぎない信頼の確立を目指し、倫理憲章を定めています。

愛知県信用保証協会倫理憲章

信用保証協会の公共性と社会的責任

信用保証協会の公共性と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて信頼の確立を図ります。

質の高い信用保証サービス

経営の効率化に努め、創意と工夫を活かした質の高い信用保証サービスの提供を通じて、地域経済の発展に貢献します。

法令やルールの厳格な遵守

あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な事業活動を遂行します。

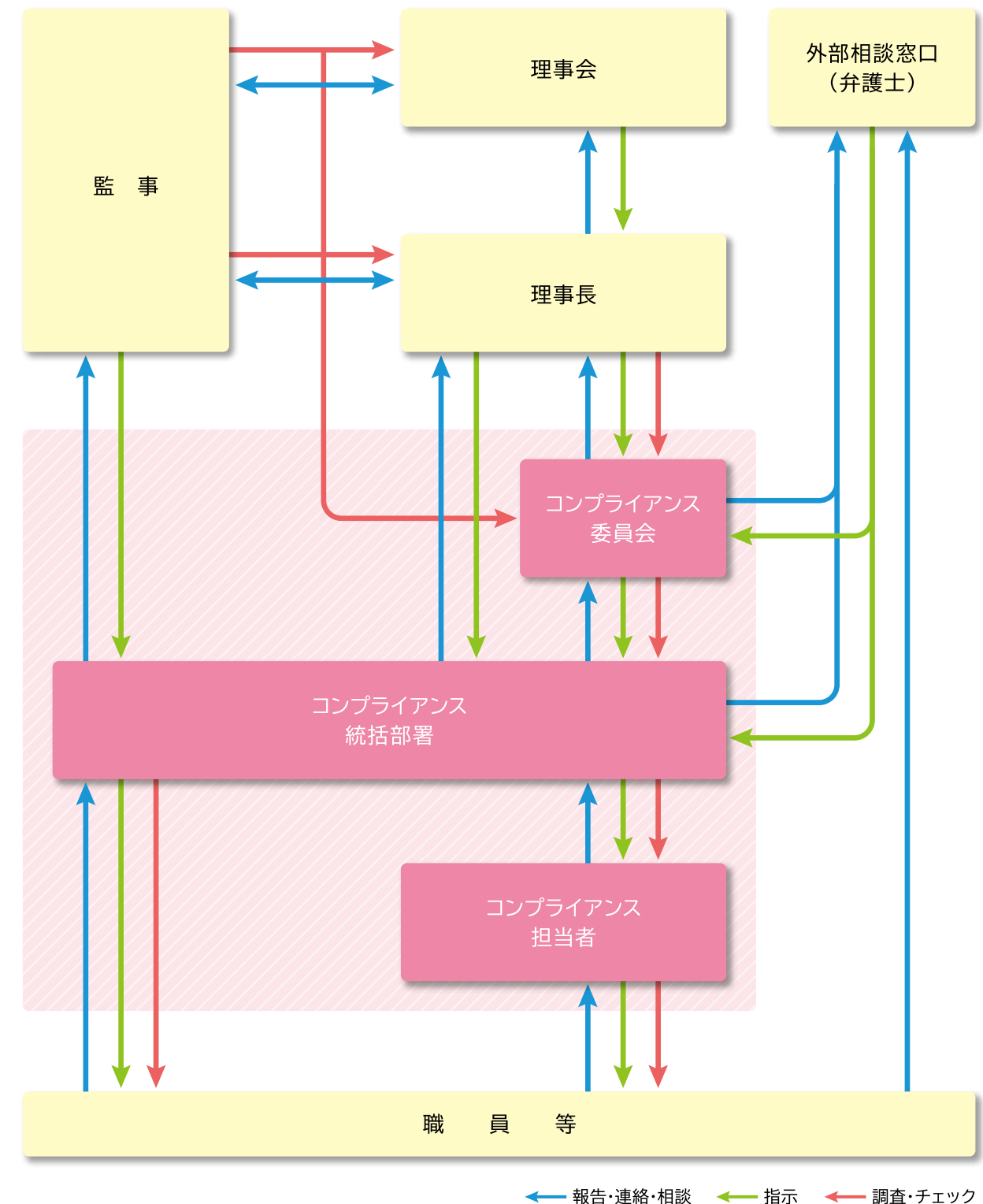
反社会的勢力との対決

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決します。

地域社会に対する貢献

広く中小企業とのコミュニケーションを図りながら地域社会への貢献に努めます。

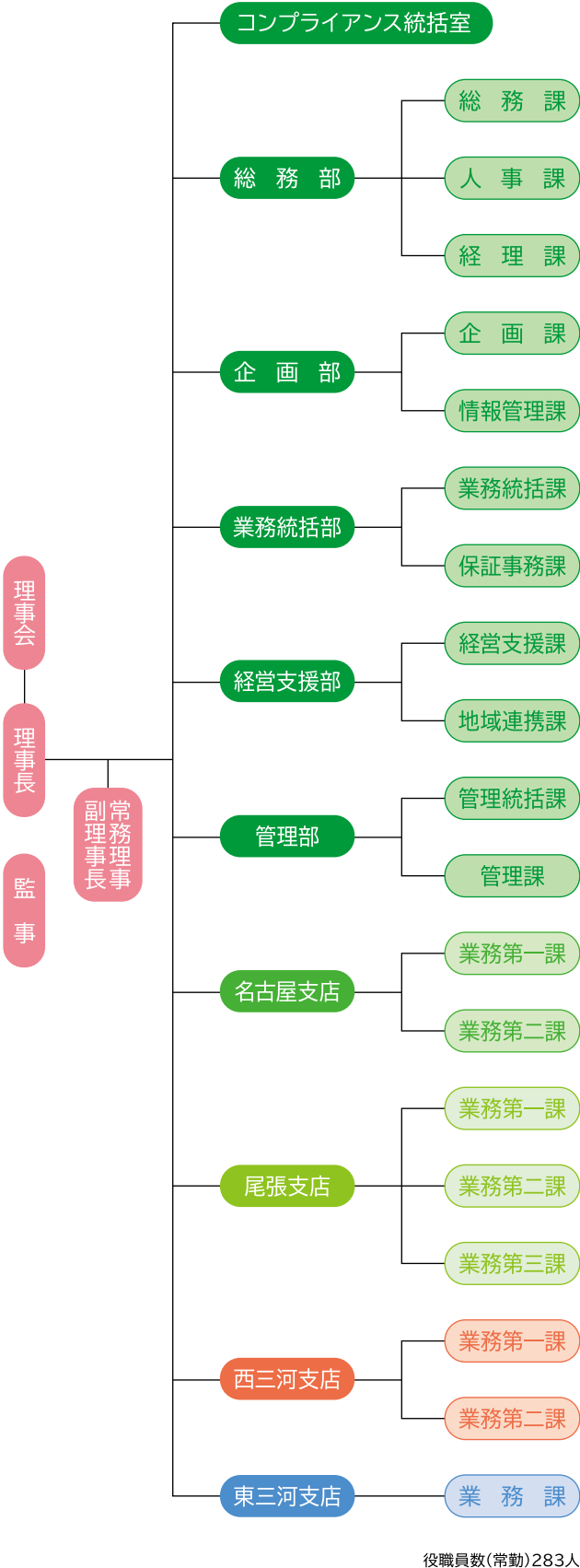
コンプライアンス体制図



役員

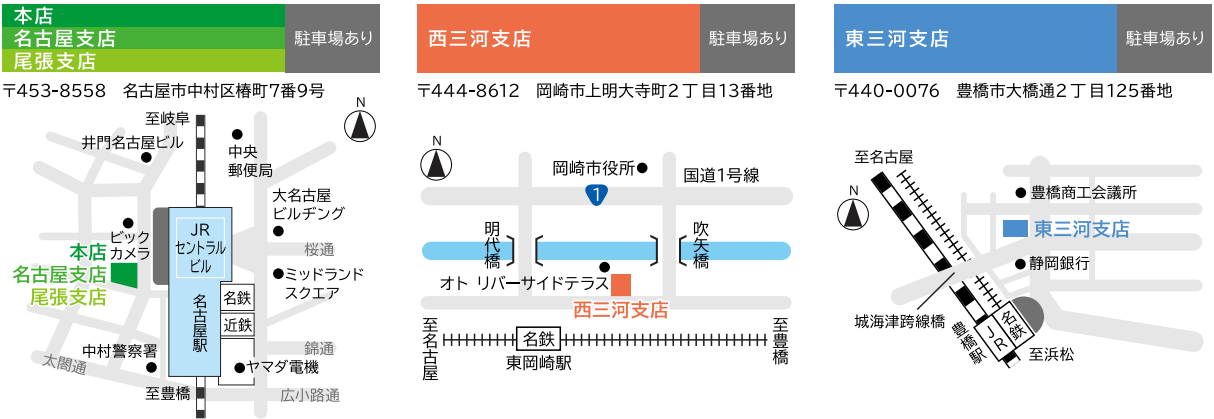
理事長	石原君雄
副理事長	堀田治
常務理事	服部克己
常務理事	前田憲輝
常務理事	竹内正純
常務理事	岡田守人
理事	伊藤行記 株式会社愛知銀行取締役頭取
理事	太田稔彦 愛知県市長会会長
理事	兼松啓子 公益財団法人あいち産業振興機構理事長
理事	小林秀夫 株式会社中京銀行取締役頭取
理事	佐藤淳 株式会社商工組合中央金庫 執行役員名古屋支店長 兼 熱田支店長
理事	高原一郎 一般社団法人名古屋銀行協会会長
理事	竹田知史 清郡信用金庫理事長
理事	田中秀明 岡崎信用金庫理事長
理事	富田英之 名古屋商工会議所中小企業委員会委員長
理事	成田順一 瀬戸信用金庫理事長
理事	成瀬敦 愛知県町村会会長
理事	新美文二 愛知県商工会連合会会長
理事	長谷川正己 愛知県中小企業団体中央会会長
理事	矢野剛史 愛知県経済産業局長
監事(常勤)	長谷川秀彦
監事	田中豊 名古屋商工会議所常務理事
監事	野口葉子 弁護士

機構図



拠点	部署名	電話番号	ファックス番号	業務内容	担当地区	
本店	総務部	総 務 課	052-454-0500	052-454-0351	庶務、文書、予算	
		人 事 課	052-454-0501	052-454-0352	人事、労務、研修	
		経 理 課	052-454-0502	052-454-0352	経理、損失補償	
	企画部	企 画 課	052-454-0550	052-454-0354	企画、統計、広報、 ダイレクトマーケティング	
		情報管理課	052-454-0555	052-454-0355	情報システムの運用に関する事務	
	業務統括部	業務統括課	052-454-0510	052-454-0370	業務全般の統括(管理業務を除く)	
		保証事務課	052-454-0560	052-454-0356	申込書式の請求、保証債務残高照会、 代表者変更・住所変更・合併等にか かる手続き	県内全区域
	経営支援部	経営支援課	052-454-0516	052-454-0372	経営支援、再生支援に関する業務	県内全区域
		地域連携課	052-454-0520	052-454-0368	中小企業支援機関との連携に 関する業務	県内全区域
	管理部	管理統括課	052-454-0564	052-454-0369	管理業務の統括	県内全区域
		管 理 課	052-454-0535	052-454-0373	代位弁済調査、求償権の管理・ 回収	県内全区域
名古屋支店	業務第一課	052-454-0511	052-454-0360	創業支援、保証審査、経営支援、 条件変更、事故報告	東区、北区、西区、中村区、中川区、 港区、守山区	
	業務第二課	052-454-0512	052-454-0361		千種区、中区、昭和区、瑞穂区、 熱田区、南区、緑区、名東区、天白区	
尾張支店	業務第一課	052-454-0531	052-454-0362		一宮市、津島市、稲沢市、愛西市、 清須市、弥富市、あま市、海部郡	
	業務第二課	052-454-0532	052-454-0363		春日井市、犬山市、江南市、小牧市、 岩倉市、北名古屋市、丹羽郡、豊山町	
	業務第三課	052-454-0541	052-454-0364		瀬戸市、半田市、常滑市、東海市、 大府市、知多市、尾張旭市、豊明市、 日進市、長久手市、知多郡、東郷町	
西三河支店	業務第一課	0564-25-2430	0564-25-1151		岡崎市、碧南市、西尾市、高浜市、 幸田町	
	業務第二課	0564-25-2431	0564-25-1152		刈谷市、豊田市、安城市、知立市、 みよし市	
東三河支店	業 務 課	0532-57-5611	0532-57-5600			豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、 田原市、北設楽郡

(注)個人情報等に関する各種のお問い合わせについては、P.40~41をご覧ください。





中小企業のベストパートナー

AICHI GUARANTEE

愛知県信用保証協会

<https://www.cgc-aichi.or.jp/>

